

論 説

近代日本の『人事興信録』（人事興信所）の 研究（4）

増 田 知 子¹⁾
佐 野 智 也²⁾

<目次>

- 第一部 近代日本の興信業における『人事興信録』
- 第二部 人事興信録の記載項目・形式と内容
- 第三部 明治後半から大正初期の社会変容と『人事興信録』
- 第四部 『人事興信録』の定量比較分析とネットワーク分析
- 第五部 結婚情報ビジネスの社会的基盤
- 第六部 『人事興信録』の二時点間比較

(以上、275、276、277号)

第七部 大正後半から昭和初期の経済変動と『人事興信録』（以下、本号） 序

- 第一章 没落する富豪
 - 一 金融恐慌
 - 二 村井銀行と村井家
 - 三 松方財閥の凋落
 - 四 松方財閥の放漫経営
- 第二章 富裕層における会社重役
 - 一 東京渡邊銀行と渡邊一族
 - 二 放漫経営の実態
 - 三 重役兼任問題
- 第三章 『人事興信録』の定量分析（会社および家族）

1) 第一、二章分担執筆。

2) 第三章分担執筆。

- 一 会社
- 二 家族

第七部 大正後半から昭和初期の経済変動と『人事興信録』

序

第一部から第五部までは、主に『人事興信録』1915年（大正4）・第四版を対象に考察を行ってきた。第六部では、データベース作成済みの1928年（昭和3）・第八版との比較、変化の分析を行った。本号第七部でも引き続き比較、変化の分析を行う。

第四版と第八版の間には13年の隔りがある。その間の日本社会の重要な変化は、前者が産業革命を経て日本社会の産業化、富裕化が進展する時期であったのに対し、後者は、第一次世界大戦中のバブル景気（1915年・大正4～1918年・大正7）、反動恐慌（1920年（大正9）3月～）、関東大震災（1923年（大正12）9月1日）、そして1927年（昭和2）3～5月の金融恐慌という、資本主義による経済情勢の混乱が続いた時期であったことである。当然のことながら、富裕層は変化の主体であり、また混乱の要因でもあった。大戦期に「成金」と呼ばれ急速に「富豪」化した者、反動恐慌で負債を抱え、金融恐慌で機関銀行を失い、「富豪」から転落する者、破産する者などがいた。

第八版は、1928年7月に刊行（7月5日印刷、10日発行）されており、金融恐慌の影響・結果は反映されているが、その後の井上準之助蔵相による金解禁政策の準備・実施および世界恐慌・昭和恐慌の影響は反映されていない。つまり、それまで自由放任状態であった日本の資本主義経済が、国家権力により修正される直前の状況を理解するのに相応しい時期ということになる。そこで、『人事興信録』第四版と第八版のデータの比較、変化を分析することで、具体的にどのような問題が富裕層内で発生していたのか、考察していきたい。

すでに、本研究の第三部第三章³⁾では、横山源之助が産業革命期の「富豪」を対象とした調査研究⁴⁾を行っていたことを紹介した。特に注目すべきは、旧大名家・旧公卿家および新興実業家が互いに婚姻関係を結び、その結果、新旧華族からなる「新貴族」が出現し、階層化していた点である⁵⁾。もともと、新貴族のうち、新興実業家が婚姻により旧身分を超えてネットワークを作ることは間接的、限定的であった⁶⁾。むしろ養子制度や分家制度を積極的に活用することで、急速な事業拡大に対応し、経営を任せられる忠誠心と能力のある人材を確保する戦略が取られていた⁷⁾。

ところが、この新貴族中、第一次世界大戦後の経済変動に適応できず、没落する者が続出することとなった。それは、産業革命期に横山源之助が調査し、本研究で検証し可視化した富裕層のネットワーク⁸⁾に破綻が生じたことを意味した。日本の産業化の進展の中で、全国各地の富裕層上層は銀行業を軸とした資本家のネットワークを構築していた。金融恐慌は銀行の休業、会社経営の破綻、整理合理化を連鎖的に引き起こした。

そこで、第一章では、金融恐慌下で没落したとされる富豪を選び、『人事興信録』のデータから何が読み取れるのかを検討することとしたい。『人事興信録』には、採録者の家の経済基盤である職業が記載されている。それを採録者とその家族、親戚の記載と結びつけることで、経済基盤と社会ネットワークの両方の情報を得ることができると考える。

採録者の会社と家族・親戚という二種類の属性は、近代日本社会において、富裕層上層が積極的に活用した資源であったと考えられる。『人事興信録』データを分析することで、この二つの属性を同時に確認し、比較、変化を検討することが可能になる。

第一節では、休業した村井銀行を経営していた村井家と、同じく休業した十五銀行・川崎造船所を経営していた松方財閥の、二つを取り上げる。

3) 増田知子・佐野智也「近代日本の『人事興信録』（人事興信所）の研究（2）」『名古屋大学法政論集』第276号、2018年3月、245-261頁。

4) 立花雄一編・横山源之助著『横山源之助全集』第5巻、第6巻、法政大学出版会、2004、2005年。

5) 『人事興信録』第四版のデータ分析による婚姻を通じた家のネットワークの形成については、『人事興信録』（人事興信所）の研究（2）」第三部、第四部を参照。

6) 同前、280-281頁。

7) 同前、259-260頁。

8) 同前、252-260、271-281頁。

村井家と松方家を比べれば、同じ富豪と言っても天と地との差がある。しかし、家族で多くの会社を支配した結果、金融恐慌で大きな打撃を蒙ることとなった点では同じであった。問題は、その放漫経営の原因および政府・財界の対応により、両家はどうなったのか、という点である。

ところで、事例の検討にあたり、同時期の経済評論家の論説を参照する。経済評論家という職業が成立していた背景には、経済情勢や政財界の動向を分析し、論評することがビジネスとして成立していたことがあげられる。社会の裏面では、新聞・雑誌記者が会社の新株発行時のプレミアムつり上げの片棒を担いだり、不正行為をネタに口止め料を稼いだりと、資本家と持ちつ持たれつの関係が成立していた⁹⁾。

第一、二章では、日本の資本主義経済の後進性、株式会社の放漫経営を厳しく指摘していた小汀利得と高橋亀吉の論説を取り上げる。この二人が浜口内閣で断行された金解禁について、旧平価解禁に反対し、新平価を主張したことはよく知られている。彼らは日本資本主義の実態を直視してただけでなく、生存競争を繰り広げていた政財界と利害関係を持たなかった。ちなみに、この二人は、『人事興信録』に採録されていない。二人の論説を『人事興信録』のデータと照合することで、富裕層上層に内在していた問題を探り出していくこととする。

第一章 没落する富豪

一 金融恐慌

1927年の金融恐慌で休業に追い込まれた銀行は、下記の表に示すように、36行（普通銀行35、貯蓄銀行1）に上った。36行の預金総額約7億9385万円、預金口座数は約104万5885口であった。台湾銀行は本店所在地の台湾で休業しなかったため、大蔵省の発表には含まれていなかった。しかし、台銀を加算すると休業は37行、公称資本金総額2億2822万5000円、預金総額約8億8666万1000円に上った。これに台銀のコールと借入金を加算すると、総額約11億円に上った。当時の日本の全国総預金額約110億円の1割に相当した¹⁰⁾。

9) 高橋亀吉『株式会社亡国論』萬里閣書房、1930年、258-260頁。

10) 朝日新聞経済部編『朝日経済年史・昭和3年版』、大空社復刻版、1988年、

1927年中に開業できた銀行は12行、解散1行、整理案確立8行、同不確立15行であった。政府は積極的に休業銀行の救済に乗り出し、震災手形補償として、休業中の7行に対して債務免除、公債貸付を行った。また、特別融通法の適用により休業中の19行に約3億円の融資が行われた¹¹⁾。なお、最終的にこの特融は91行に対し行われ、8億7943万円の巨額に上った。特融は、朝鮮銀行、台湾銀行の不正融資や銀行の不良貸付の肩代わりに利用された。回収はほとんど期待できず、国民の負担によって放漫経営の銀行が救済されることとなった¹²⁾。

また、10月には、東京、大阪、名古屋の有力銀行によるシンジケートが作られ、昭和銀行が設立された。同行は休業中の中井、中澤、八十四、村井、近江、久喜、泰昌を整理・合併したほか、休業しなかった尾張屋、豊国2行の加入、および若尾、藤田両行の営業の一部を引き継いだ¹³⁾。翌1928年の8月末時点では、開業15行、他行に合同8行、解散・破産4行、和議整理中1行、破産宣告1行、未整理7行となった¹⁴⁾。

休業した銀行36行と『人事興信録』の採録している全国の富裕層との関係を調べた結果が、次の表である。第八版は1928年7月に印刷・発行されており、休業した諸銀行は上記の処理の過程にあった。十五銀行と近江銀行を除くとすべて中小銀行であったが、表に見られるように、各銀行の重役は、『人事興信録』の採録対象である富裕層上層に属していた。機関銀行の業務の突然の休止、破綻の影響は、関連する会社の経営だけでなく、家計に与えた打撃も相当なものがあつたと考えられる。下線は本章で検討する一族経営の銀行である。

| | 所在地 | 銀行名 | 公称資本金 (千円) | 『人事興信録』（第八版）採録者の職業における、当該銀行の重役等の人数 |
|---|-----|-------|---------------|------------------------------------|
| 1 | 東京市 | 東京渡邊 | 5000 | 常務取締役 1 取締役兼支配人 1 |
| 2 | 東京市 | あかぢ貯蓄 | 500 | なし（第四版 5） |

187-189 頁。

11) 『朝日経済年史・昭和4年版』74-75 頁。

12) 『朝日経済年史・昭和4年版』68-72 頁。

13) 高橋亀吉・森垣 淑『昭和金融恐慌史』講談社、1993年、213-216 頁。

14) 『朝日経済年史・昭和4年版』75-76 頁。

論 説

| | | | | |
|----|--------|------|--------|--|
| 3 | 東京市 | 中井 | 5000 | なし（第四版 2） |
| 4 | 東京市 | 中澤 | 5000 | 頭取 1 取締役兼支配人 1 監査役 1 |
| 5 | 東京市 | 八十四 | 5000 | 頭取 1 取締役 3 取締役兼支配人 1 監査役 1 |
| 6 | 東京市 | 村井 | 10250 | 取締役 2 常務取締役兼調査部長 1 |
| 7 | 東京市 | 十五 | 100000 | 頭取 1 取締役 6 常務取締役 3 監査役 3 京都支店長 1 蠣殻町支店長 1 鹿兒島支店長 1 福岡支店長 1 大阪支店長 1 大阪西支店長 1 |
| 8 | 東京市 | 武田割引 | 500 | 頭取 1 取締役 1 監査役 1 芝支店長 1 |
| 9 | 東京市 | 泰昌 | 5000 | 取締役會長 1 取締役 2 常務取締役 1 監査役 2 營業部長 1 |
| 10 | 横浜市 | 左右田 | 5000 | 取締役 2 常務取締役 1 監査役 1 |
| 11 | 京都市 | 山城 | 500 | 取締役 1 |
| 12 | 京都府亀岡町 | 桑船 | 500 | 取締役 2 |
| 13 | 大阪市 | 近江 | 15000 | 頭取 1 副頭取 1 取締役 1 常務取締役 1 監査役 1 |
| 14 | 大阪府佐野町 | 泉陽 | 700 | 社長 1 取締役 3 |

| | | | | |
|----|---------|------|-------|-----------------------------------|
| 15 | 大阪府東陶器村 | 河泉 | 500 | 頭取 1 |
| 16 | 千葉県松戸町 | 東葛 | 1000 | なし |
| 17 | 埼玉県久喜市 | 久喜 | 200 | 取締役 1 専務取締役 1 |
| 18 | 埼玉県宝珠花村 | 宝珠花 | 100 | なし（第四版 1） |
| 19 | 福島市 | 福島商業 | 1075 | 取締役 2 監査役 2 |
| 20 | 石川県七尾町 | 能登産業 | 2000 | 取締役 6 |
| 21 | 大垣市 | 浅沼 | 1000 | 代表取締役 1 取締役 1 |
| 22 | 福井県雲浜村 | 若狭 | 500 | 頭取 1 代表取締役 1 |
| 23 | 滋賀県草津市 | 栗太 | 1000 | 頭取 1 取締役 2 専務取締役 1 監査役 2 |
| 24 | 滋賀県八幡町 | 蒲生 | 1000 | 取締役 3 専務取締役 1 相談役 1 |
| 25 | 神戸市 | 六十五 | 10000 | 頭取 1 取締役 2 常務取締役 1 監査役 2 |
| 26 | 明石市 | 明石商工 | 500 | 取締役 1 |
| 27 | 岡山県西江原町 | 西江原 | 1000 | 頭取 1 副頭取 1 取締役 1 |
| 28 | 岡山県玉島町 | 玉島商栄 | 100 | なし |
| 29 | 広島県新市町 | 蘆品 | 500 | 取締役 2 専務取締役 1 |
| 30 | 広島市 | 広島産業 | 1000 | 頭取 1 取締役 1 常務取締役 1 監査役 1 |
| 31 | 門司市 | 門司 | 500 | 取締役 1 |
| 32 | 山口県鹿野村 | 鹿野 | 200 | なし |
| 33 | 福岡県添田町 | 添田 | 100 | なし |
| 34 | 福岡県直方町 | 鞍手 | 1500 | 取締役 5 |

| | | | | |
|----|--------|-------|------|--------------------------------------|
| 35 | 佐賀県相知村 | 相知 | 500 | 取締役 1 |
| 36 | 鹿児島市 | 鹿児島勤俣 | 1000 | 代表取締役 1 取締役 2 常務取締役 1 監査役 2 |

ところで、経済評論家の小汀利得は、当時、「財界没落後の人々」¹⁵⁾と題する論説の冒頭で、「売家と唐様で書く三代目」という徳川時代の川柳をひき、「多くの金持ちに就いて今日尚は此川柳が當嵌まるのみならず、寧ろ三代を待たずして、初代又は二代目で潰れるものゝ、続出すことは味はふべき現象である」と記していた。

小汀が、金融恐慌で没落した富豪として取り上げていたのは、村井銀行の村井家、東京渡邊銀行・あかち貯蓄銀行の渡邊家、左右田銀行の左右田家、神田銀行の神田雷（鏞）蔵、鈴木商店の金子直吉、十五銀行・川崎造船所の松方幸次郎、台湾銀行理事・東京支店長の山成喬六、藤田銀行・藤田組の藤田平太郎、若尾銀行の若尾勤之助、加島銀行の広岡恵三、高田商会の高田釜吉であった。創業から二代目が多い。

次節では、小汀が取り上げた富豪のうち、明治から第一次大戦期にかけて財を成した大・小二つの富豪の事例を検討する。小富豪の事例としては、村井銀行と村井家を、大富豪・財閥の事例としては、松方財閥とその機関銀行の十五銀行を取り上げる。方法としては、本研究及び『人事興信録』のデータから、金融恐慌前後における両家の会社支配の変化を確認する。

二 村井銀行と村井家

村井家は、明治維新以後、産業革命期の事業拡大に対応すべく、養子制度・分家制度を組み合わせ、積極的に人材を確保した。また、当主の村井吉兵衛は、子爵・三島彌太郎（旧薩摩藩士・新華族）の弟、彌吉を養子とし、二女・ヒサの入夫として迎えたほか、男爵・眞木長義（旧佐賀藩士・新華族）の四男・五郎を自分の養妹キミの入夫として迎え分家させていた。婚姻関係を通じて「新貴族」のネットワークにつながっていた。ここに、村井家の養子制度の活用についての、第三部の記述を再掲しておく¹⁶⁾。

15) 『中央公論』44巻3号、1929年3月刊、中央公論新社、182-188頁。

16) 「近代日本の『人事興信録』（人事興信所）の研究（2）」259頁。

- 「・村井家は、株式會社村井兄弟商會を設立し、村井銀行を創業した村井吉兵衛が事業を多角的に展開していた。
- ・村井眞雄－岡山縣平民・寺坂源輔の四男。村井吉兵衛の養妹・ウメの入婿に迎えられ分家した。東亞製粉株式會社取締役、武藏電氣鐵道株式會社、村井貯蓄銀行の各監査役を務めている。
 - ・村井貞之助－和歌山縣平民・坂田幸三郎の弟・貞之助。村井吉兵衛養妹みつの入婿に迎えられ、家督を相続した。合名會社村井銀行業務執行社員、明治貿易合資會社出資社員、ゼ・グランドホテル・リミツテド、大日本人造肥料株式會社、京阪電氣鐵道株式會社、大平生命保險株式會社、株式會社村井貯蓄銀行、共同火災保險株式會社、各取締役を務めている。
 - ・村井五郎一男爵・眞木長義の四男。先代村井吉兵衛の養妹キミの入婿に迎えられ、家督を相続した。合名會社村井銀行營業部長、株式會社村井貯蓄銀行の各取締役を務めている。」

当主の村井吉兵衛は、文明開化の風潮を捉え、紙巻き煙草製造・販売事業に成功し「煙草王」と謳われた。だが、1904年（明治37）に煙草事業が政府の専売となり、政府から支払われた賠償金数百万円を元に銀行を開業した¹⁷⁾。世界大戦中に海運業に乗り出し（村井汽船会社）、事業を急拡大させた。だが、金融恐慌で未決済の多額の震災手形（1440万円）を保有していた村井銀行は取り付けにあい、休業に追い込まれた。昭和銀行に合併されるにあたり大幅な整理（預金切り捨て等）が行われた¹⁸⁾。

村井家についてであるが、当主村井吉兵衛、その養妹ミツの入夫として家督を継いだ村井貞之助（次表中の下線部を参照）、同じく吉兵衛の養妹に入夫し分家した眞雄を取り上げる。彼らが重役として経営していた株式会社等は、『人事興信録』の職業欄で確認できる。『人事興信録』の1915年（大正4）第四版と1928年（昭和3）・第八版のデータを用いる。

17) 村井吉兵衛については、小汀「財界没落後の人々」、石和田八郎編『大日本重役大観』、東京朝日新聞編纂局、1918年（大正7）、4頁。『大日本重役大観』は芳賀登、他編『日本人物情報大系 34』皓星社、2000年に所収、33頁。

18) 小汀前掲論説、183-184頁。『朝日經濟年史・昭和3年版』198-199頁。高橋『昭和金融恐慌史』164-165頁。

なお、村井貞之助は第四版に採録されながら、第八版には不採録となり、1931年（大正6）・第九版に再び採録されている。銀行の実務の責任を負う立場にあった貞之助が、村井銀行の休業と整理が行われる最中、名士として「宣伝」することを憚ったのではないかと推測される。

| 採録者名 | 1915年（大正4）第四版 | 1928年（昭和3）第八版 |
|-------|---|---------------|
| 村井吉兵衛 | <p>位階・勲等・功級 なし 東京府平民 元治元年一月二十二日生</p> <p>職業 合名會社村井銀行業務執行社員社長、帝國製糸株式會社社長、株式會社村井貯蓄銀行、株式會社帝國ホテル各取締役、東亞製粉株式會社、寶田石油株式會社、臺灣製糖株式會社、帝國劇場株式會社各監査役、明治貿易合資會社出資社員</p> <p>税額 所得税 7,240円</p> <p>親名・続柄 村井彌兵衛の二男 家族 養母 こう 嘉永四、九生、京都、平、村井彌兵衛長女 妻 うの 明三、一〇生、京都、平、中谷平兵衛長女 養子 彌吉 明一七、一二生、二女ヒサ夫、子爵、三島彌太郎弟、法學士 女 ひさ 明二五、三生、養子彌吉妻</p> <p>記述部分 君は京都府平民亡村井彌兵衛の二男にして村井彌市郎の叔父なり。元治元年一月二十二日を以て生る。明治五年伯父村井吉右衛門の養子となり同十一年四月家督を相續せり。年甫めて十四煙草業に従事し刻苦精勵せり。同二十三年巻煙草流行の機を察し米人に就き紙巻煙草製造法を研究し之を製造して大に江湖の賞讃を博し村井商會の名聲頓に揚れり。爾來益々業務を擴張し同三十二年米國煙草會社と共同して株式會社村井兄弟商會を起し、之れか取締役兼社長と爲る。後煙草業の官營に移るや専ら力を銀行業に注ぎ、村井銀行を創設して之が社長となり、其他前掲諸會社の重役に推され、現に其の任にあり。 家族は前記の外孫正子（大元、一〇生、養子彌吉長女）孫弘忠（同二、一一生、同長女）あり。</p> <p>妹みつ（明七、二生）は分家して和歌山縣平民坂田幸三郎弟貞之助を迎へ、同ムメ（同一一、一生）も亦分家して岡山縣平民寺坂源輔四男眞雄を迎へ、同きみ（同二〇、一一生）も亦分家し男爵眞木長義四男五郎を迎ふ。</p> | |

| | | |
|-------|---|--|
| | <p>参照人物 子爵三島彌太郎、村井眞雄、村井貞之助、村井五郎、村井彌市郎、※伯爵日野資謙、※男爵牧野伸顯、※秋月左都夫、※日高榮三郎、※中村進午</p> | |
| 村井眞雄 | <p>位階・勲等・功級 なし 東京府平民 文久三年十一月七日 生</p> <p>職業 東亞製粉株式會社取締役、武蔵電氣鐵道株式會社、村井貯蓄銀行各監査役</p> <p>税額 所得税 39 円</p> <p>親名・続柄 寺坂源輔の四男 家族 妻 ウメ 明一一、一生、東京、平、村井吉兵衛養妹 男 富之助 明二九、五生 女 八千代 明三〇、七生</p> <p>記述部分 君は岡山縣平民寺坂源輔の四男にして文久三年十一月七日を以て生れ、明治二十七年四月先代ウメの入夫となり、同三十一年六月分家して一家を創立す。夙に同志社に學び、同二十六年米國に航して商業を視察し、歸來村井兄弟商會に入り、煙草製造業に従事し、韓國に渡りて販路の擴張に努む。煙草業の官營となるや銀行業を開始し、或は鑛業に従事せしか、現時前記諸會社の重役として事業經營の任に在り。</p> <p>参照人物 村井吉兵衛、※村井貞之助、※村井五郎</p> | <p>村井銀行、村井鑛業、吉林林業各(株)取締役、太平洋火災海上保險吾妻川電力、京濱電力各(株)監査役</p> |
| 村井貞之助 | <p>位階・勲等・功級 なし 東京府平民 明治三年七月二十四日 生</p> <p>職業 合名會社村井銀行業務執行社員、明治貿易合資會社出資社員、ゼ・グランドホテル・リミツテド、大日本人造肥料株式會社、京阪電氣鐵道株式會社、大平生命保險株式會社、株式會社村井貯蓄銀行、共同火災保險株式會社各取締役、京都瓦斯株式會社、株式會社高等演藝場各監査役</p> <p>税額 所得税 228 円</p> | <p>* 第八版不採録 * 1931 年(昭和 6)第九版</p> <p>帝國製絲(株)取締役會長、日本力タン糸(株)代表取締役</p> |

| | | |
|---------------------|---|---|
| | <p>親名・続柄 坂田元隆の二男 家族 妻 みつ 明七、二生、京都、平、村井吉兵衛養妹 養子 四郎 明二一、一一生、長女加壽榮夫、東京、平、堀永有隣二男 女 加壽榮 明二六、九生 養子四郎妻</p> <p>記述部分 君は和歌山縣平民坂田幸三郎の弟にして、明治三年七月二十四日を以て生る。三十四年一月先代みつの入夫となり、家督を相續す。夙に京都同志社に學び、同二十八年北米に航しエール大學に數年の研鑽を積み、歸朝後、村井兄弟商會に入りて畫策經營頗る努む。偶々煙草業の官營となるや村井銀行創立に參し、方今同銀行業務執行社員にして其他前掲諸會社の重役たり。</p> <p>参照人物 村井吉兵衛、坂田幸三郎、※村井眞雄、※村井五郎</p> | |
| <p>村井五郎</p> | <p>東京府平民 明治十七年二月十一日生</p> <p>職業 合名會社村井銀行營業部長、株式會社村井貯蓄銀行取締役</p> <p>税額 所得税 69 円</p> <p>眞木長義の四男 家族 妻 キミ 明二〇、一二生、東京、平、村井吉兵衛養妹 男 一郎 明四四、二生</p> <p>記述部分 君は男爵眞木長義の四男にして明治十七年二月十一日を以て生る。同四十三年四月先代キミの入夫となり、家督を相續す。先是同四十一年早稻田大學商科商業部を卒業し、現時村井銀行營業部長の職に在り。兼て村井貯蓄銀行取締役たり。 家族は前記の外長女悦子（明四五、三生）あり</p> <p>参照人物 男爵眞木長義、村井吉兵衛、※侯爵佐々木行忠、※男爵山内豊政、※村井貞之助、※村井眞雄</p> | <p>日章火災海上再保險（株）取締役、帝國製絲（株）監査役</p> |
| <p>村井富之助</p> | | <p>* 1934 年(昭和 9)第十版 位階・勲等・功級なし 東京在籍 明治二十九年五月生</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>職業 村井 鑛業 (株) 取締役</p> <p>親名・続柄 村井 眞雄の二男 家族 母 ムメ 明一、一生、村 井吉兵衛義妹 妻 暉子 明 四四、六生、東京、 米倉虎雄妹</p> <p>記述部分 君は東京府人村井眞雄の二男にして、明治二十九年五月を以て生れ、昭和七年家督を相續す。</p> <p>参照人物 杉田正 三郎、※村井貞之助</p> |
|--|--|---|

金融恐慌で村井家は機関銀行を失い、政府の整理案には重役の私財提供が必須要件となっていたため、昭和銀行への合併に際し、相当の負担を負ったと考えられる¹⁹⁾。だが、表の職業欄を見る限り、富豪からは没落したものの、いくつかの株式会社の重役の椅子と収入は得ており、富裕層に留まっていたと考えられる。

三 松方財閥の凋落

寡頭政支配の実体を解明する上で、近代日本の明治の元老は、どのように政官財軍にネットワークを築いていたのであろうか。明治新政府内で頭角を現し、藩閥指導者の頂点の一つを占めるまでに立身出世を遂げた薩摩の松方正義は、子供が多かったためか、事業の経営を息子たちで固め、財閥を成立させていた。また、『人事興信録』第四版のデータを分析したところ、産業革命を経た時期の富裕層の最上層を占める新貴族（新旧華族）のネットワークの中で、松方財閥は明らかに孤立したネットワークを築いていたことが指摘できる²⁰⁾。

19) 高橋『株式会社亡国論』281頁。

20) 『『人事興信録』（人事興信所）の研究（2）』第五部、281頁の図4-6を参照。

松方財閥については、ネットワークが狭いこと、また、金融恐慌で財閥から一富豪に転落したことで、政官財軍ネットワークの事例としては限界があるが、家族を基軸としているので財閥を概観でき、可視化しやすい。そこで本節と次節では、破綻に至る過程での、松方家の会社支配について考察する。次ぎに示すのは、1915年（大正4）第四版における創業者松方正義の人事情報である。

松方正義（第四版）

位階・勲等・功級 正二位、大勳位
 爵位・身分・家柄 侯爵、舊鹿兒島藩士
 職業 樞密顧問官、大臣禮遇、議定官、貴族院議員
 税額 所得税 187円

生年月日 天保六年二月二十五日

親名・続柄 松方善藏の四男

家族 妻 満左子 弘化二、三生、鹿兒島、士、川上左太夫長女、勳四等

男 巖 文久二、四生、正四位

男 正作 文久三、一一生

男 幸次郎 慶應元、一二生

男 五郎 明四、四生

男 乙彦 明一三、一生

男 正熊 明一四、一二生

男 義輔 明一六、五生

女 津留子 明一一、九生

記述部分 當家は代々鹿兒島藩士にして、君は松方善藏の四男なり。天保六年二月二十五日を以て生る。維新の際天下の志士と交はり王事に勤むる所あり。明治元年日田縣知事に、同三年民部大丞に同四年大藏權大丞に、同八年大藏大輔に任せらる。同十年佛國大博覽會副總裁として派遣せられ、同十四年參議兼大藏大輔に任す。同十七年華族に列し伯爵を授けられ、同二十一年内務大臣に親任せらる。同二十三年貴族院議員に、同二十四年内閣總理大臣兼大藏大臣に親任せられ、同二十五年内務大臣を兼ね、同年麝香間祇候を仰付られ、同二十八年三度大藏大臣に、同二十九年再び内閣總理大臣兼大藏大臣に任し、同年法典調査會總裁を仰付られ、同三十三年其官を免せられ、特に大臣の禮遇を賜ふ。同三十九年四月日露事件の功に依り、大勳位菊花大綬章を授けられ、侯爵に進めらる。我邦の元勳なり。號を海東又は芝竹と稱し詩文及び書を能くす。

二女廣子（明七、五生）は鹿兒島縣士族川上直之助に、四女光子（同一四、一生）は大阪府平民松本松藏に、五女梅子（同二五、一二生）は東京府平民堀越角次郎に嫁し、男虎吉（同二三、一二生）は松本重太郎の養子となれり。

次表は、会社経営を任された松方正義の息子たちについて、留学経験および重役等の記述を表に示す。太字の下線部は、本文で取り上げる財閥解体の原因となった会社である。

| 採録者名 | 1915年（大正4）第四版の職業 | 1928年（昭和3）第八版の職業 |
|--|--|--|
| 松方巖 東京府華族・侯爵→（八版） 東京府在籍 松方正義の長男 文久二年四月六日生 「弱冠獨逸に遊び伯林ライプチヒ、ハイデルバルヒ等の各大學に學び歸朝」 | 株式会社十五銀行副頭取、東京商業會議所特別 所得税 2,241円 | *職業の記述無し |
| 松方正作 東京府華族→（八版）東京府在籍 松方正義の二男 文久三年十一月十三日生 「外務省に奉職して外務書記生となり、和佛兩國に在勤せり。明治十一年白耳義國に留學を命せられ、同國プリユツセル大學に學ぶ」 | 猪苗代水力電氣株式会社取締役 所得税 77円 | *職業の記述無し |
| 松方幸次郎 東京府華族→（八版）兵庫縣在籍 松方正義の三男 明治元年五月七日生 「英米に留學すること多年」 | 衆議院議員（神戸市選出）、 株式会社川崎造船所、神戸棧橋株式会社各社長、瀧循環電氣軌道株式会社、株式会社北濱銀行、千代田火災保險株式会社、廣島電氣軌道株式会社、大阪舍密工業株式会社、神戸瓦斯株式会社、箕面有馬電氣軌道株式会社、東洋木材防腐株式会社各取締役、帝國水産株式会社、株式会社瀧商業銀行、日本火山灰株式会社各監査役、神戸商業會議所會頭 所得税 3,425円 | 川崎造船所、旭石油、神戸瓦斯、九州電氣軌道、川崎汽船、國際汽船、九州土地各（株）長、大日本石社（株）代表取締役、神戸商業銀行、日本毛織、神戸社染工業各（株）取締役、日本無線電信（株）監査役、松商會（資）代表員 |

| | | |
|---|--|---|
| <p>松方正雄 東京府士族 松方正義の四男 明治元年五月七日生 明治十一年五月先代松方勇助の養子となり家督を相續す。 「實業視察として英國に遊び歸朝」</p> | <p>株式會社浪速銀行頭取、共同火災保險株式會社取締役、豐川鐵道株式會社監査所得稅 255 円</p> | <p>福德生命保險(株)長、大福社上火災保險、豐川鐵道、國際信託各(株)取締役、川崎造船所、大阪瓦斯堺瓦斯各(株)監査役</p> |
| <p>松方五郎 東京府華族→(八版)東京府在籍 松方正義の五男 明治四年四月二十六日生 「明治三十年英獨へ留學、同三十四年歸朝す。後數月再び米國を経て英國に渡航し、西比利亞を経て歸朝せり」</p> | <p>東京瓦斯工業株式會社、株式會社常盤商會各社長、臺北製糖株式會社、斗六製糖株式會社、東洋製糖株式會社、京都瓦斯株式會社、東海生命保險相互會社、東亞セメント株式會社各取締役、宇治川電氣株式會社監査役 所得稅 308 円</p> | <p>東社生命保險(互)社長、東京瓦斯電氣工業、常盤商會、帝國合金製糖各(株)社長、東京地下鐵道、東洋製糖、東洋社上火災保險各(株)取締役、宇治川電氣(株)監査役</p> |
| <p>松方乙彦 東京府華族→東京府在籍(八版) 松方正義の七男 明治十三年一月九日生 「米國に航しハーバート大學を卒業す。在米十有餘年」</p> | <p>日本石油株式會社專務取締役、株式會社新潟鐵工所、株式會社常盤商會各監査役</p> | <p>東京府在籍 東京コークス販賣(株)社長、東洋製糖、相模鐵道、大安生命保險、於菟商會各(株)取締役</p> |
| <p>松方正熊 (八版) 東京府在籍 松方正義の八男 明治十四年十二月生 「東京帝國大學農科大學林學科實科の出身にして米國に遊ぶこと三年」</p> | <p>帝國製糖株式會社常務取締役</p> | <p>帝國製糖、北社道殖産、北社道製糖各(株)社長、大村灣眞珠、東京瓦斯電氣工業、太平洋炭礦、朝鮮紡織、日浦炭礦各(株)監査役</p> |
| <p>松方義輔 東京府華族→東京府在籍(八版) 松方正義の九男 明治十六年五月七日生 大正八年分れて一家を創立す。 「米國に遊學すること三年」</p> | <p>日本銀行株式局調査役</p> | <p>三光紡績、國際信託各(株)取締役、福德生命保險(株)監査役</p> |

松方家は金融恐慌で機関銀行を失い、爵位を返上し、財閥から転落したが、表の職業欄を見る限りでは、幸次郎以下の兄弟は、相変わらず多くの株式会社の重役を兼任していた。金融恐慌で松方財閥の主要な会社は連鎖的に経営危機に陥ったが、政府・日本銀行の整理救済策により生き延びたことで、富豪としての地位と収入は確保し続けていったと考えられる。

四 松方財閥の放漫経営

松方財閥の機関銀行である十五銀行は、1887年（明治10）に新旧華族の資金を集めて創設された。同行は、皇室会計令により、宮内省の金庫事務を取り扱うことが定められ、預金指定銀行でもあった（「宮内省の金庫」）。公称資本金1億円、預金3億5800万円という、日本の五大銀行（三井、三菱、安田、第一）の一つであり、新貴族階級による金融資本のシンボル、「華族の銀行」となっていた。ところが経営の実態は、巨額の固定的な不良貸付を松方家とその関連会社に行っていた。金融恐慌で明るみになったのは、普通銀行中、最大規模の不良銀行の姿であった。中小の銀行の取り付け騒ぎで始まった信用不安が、4月21日の十五銀行の休業により決定的となり、全国規模へと深刻化した²¹⁾。

十五銀行の破綻した原因につき、高橋亀吉の分析にしたがって検討する²²⁾。まず高橋は、十五銀行破綻の遠因として、松方系の不良銀行の救済に十五銀行が利用されたことを指摘していた。戦後反動恐慌下の1920年（大正9）8月、十五銀行は松方系の浪速銀行（松方正雄頭取）、神戸川崎銀行（川崎造船所・松方幸次郎社長－の機関銀行）、丁酉銀行（十五銀行系）の3行の買収合併を行った。これは実は、資本金の大半が公債というきわめて健全な状態にあった十五銀行に、不良銀行を背負わせるための救済合併であった。当時、大阪で浪速銀行と近江銀行が破綻に直面しており、近江は日銀が整理救済したが、浪速については十五銀行がその役割を負ったのである²³⁾。同様に、この時期に海運業を救済するため、鈴木商店と川崎造船により国際汽船株式会社が創立されている²⁴⁾。だが、金融恐慌で国際

21) 十五銀行の休業、破綻整理については、『朝日経済年史 昭和3年版』211-216頁、『同 昭和4年版』76-77頁。高橋『昭和金融恐慌史』220-224頁。

22) 高橋『株式会亡国論』206-209、358、378-381頁。

23) 同前、379頁。

24) 高橋『昭和金融恐慌史』298頁。

汽船も鈴木商店、川崎造船、十五銀行と連鎖して破綻に直面し、政府が整理救済を行うに至った²⁵⁾。

ところで、十五銀行破綻の直接の原因は松方家の事業の損失を補填するため、巨額の不良貸付を行っていたことにあった²⁶⁾。金融恐慌時の貸出先は、幸次郎関係（川崎造船、松商会、国際汽船等）6744万円、五郎関係（東京瓦斯電気工業、常磐商事等）5896万円、正熊関係（帝国製糖関係等）1203万円、個人（正彰・正雄・義輔・巖）332万円、合計1億4178万円に上った。これは、十五銀行の総貸出3億8800万円の36.5%を占めた。

最大の不良貸付先であった川崎造船（松方幸次郎社長）は、大戦期に事業規模を急拡大したが、戦後の造船不況で一挙に経営が悪化した。巨額の負債を抱え利払いも困難となったところ、機関銀行の十五銀行の休業により他行からも警戒されたため、休業の危機に直面することとなった²⁷⁾。

だが、川崎造船は、海軍の軍艦建造を受注しており、巡洋艦衣笠、足柄の2隻、潜水艦5隻を建造中であった。海軍省は国防上、建造中止の回避、熟練工の雇用および造船技術の維持のため、政府による救済を主張した。だが、政府の十五銀行と川崎造船をセットにした救済策は難航を極めた。造船所は閉鎖されたが、軍艦建造は海軍省が引き継いだ²⁸⁾。

ところで、十五銀行の不良債権を背負わせるため、松方家は株式会社国際信託を創立し、松方正雄が取締役に就任していた。そのときの手法について、高橋亀吉は「詐欺的行為」だと糾弾し、次のように述べていた²⁹⁾。

「十五銀行は国際信託へ何程貸出の付け替をしたか。此点は「十五」の決算報告を見ても分らない。態と分らないやうに決算を作つてあるのだから、分る訳がない。然し「国際」の方を見ると、略ぼ分る。即ち、昨年下期の決算報告を見ると、金銭信託七千六百十五万円と書いてある。「十五」の腐れを背負つた国際信託に、纏つた一般信託預金のあるべき筈がないから、其大部分が「十五」の貸出付け替へである事がわかるのである。記者は、それを七千万円と睨んだが、念の為、「国際」の当局

25) 国際汽船の整理救済については、『朝日経済年史 昭和3年版』229-231頁。

26) 高橋『昭和金融恐慌史』119-121頁。

27) 高橋『株式会社亡国論』307-312頁。『朝日経済年史 昭和3年版』225頁。

28) 川崎造船所の整理については、『朝日経済年史 昭和3年版』225-229頁。

29) 高橋『株式会社亡国論』93-94頁。

者に訊いて見た。「国際」の当局者は、「十五」のやうな引込み思案でないから、直に記者の数字を肯定した。斯う分れば、「十五」の決算胡麻化しは何うにもならない。所謂頭隠くして尻隠くさずである。徒に其愚鈍を笑はれるのみである。」

なお、松方家は、上記の如く弥縫策を繰り返しながら、高額株主配当および重役賞与を得ていた。例えば、十五銀行では休業直前まで毎期1割の株主配当を行い、半期毎の重役賞与18万円を支払っていた。このことにつき、「従来の我国銀行業者の不真面目な営業振りをば、最も代表的に示すものであらう。」と、厳しく批判されていた³⁰⁾。

最期に、松方財閥の凋落について、その成り立ちに原因があったことを高橋が指摘していたことを紹介する³¹⁾。

「一体、日本位の経営能力無くして重役の位置を占めてゐるものゝ多い国はない。現代重役にして、真にその経営能力に基いてその地位にあるものは稀であつて、その大部分は、単に、彼が或は「大株主」なるの故で、或は彼が政府筋と特殊関係があるの故で重役の地位を汚してゐるのである。斯く事業経営の実力なくして重役となれるものゝ、就中我が国に多き所以はそも何処に横るのであらうか。思ふに、その一は我が資本主義発達の特種の歴史的事情に源由し、その一は我国現代経済の著しく腐敗し、政治化せることに帰因する。

顧るに、維新以降我が会社事業の発達は主として政府の庇護助長に依存した。勢ひ、会社重役の最大任務は、政府の高官と往復して各種の利権、補助、保護等を獲得するに在つて、事業の真の経営そのものではなかつた。例へば、明治二十三年十一月十一日号東京経済雑誌は、之を別の立場から次の如く云つてゐる。「……我国実業社会の実権を握る傭主は果して如何なる人物なる乎、才智経験彼れ欧米諸国の傭主に拮抗するに足る乎、彼等は世の所謂御用商人に非ずや。彼等は藩閥者に非ざれば、藩閥者に縁故ある者なり。彼等は其筋の保護金を得るに汲々として自立の精神無き者なり、保護金なければ自営の生活をなす能はざ

30) 『朝日経済年史 昭和3年版』211-212頁。

31) 高橋『株式会社亡国論』233-234頁。

る者なり、我が実業社会の実権を握る者は実に彼等の徒なり、産業の振興せざる亦何ぞ怪むに足らんや。』

明治維新政府を組織し、主導した薩長藩閥指導者たちは、寡頭政支配の頂点そのものであった。それに連なるネットワークが形成されることで、近代日本の政官財軍関係は成立していった。藩閥の寡頭指導者は、殖産興業に国費を投じ、財政・金融政策を立案・実施し、産業・貿易振興策を民間実業家とともに推進していった。そうした開発独裁の時期に松方財閥は形成され、会社重役を家族で固め支配したのである。松方正義侯爵の息子たちの経歴には、全員が海外留学の経験ありとなっているが、それで実質的な経営能力が身につくわけではもちろんなかった。

小汀利枝が指摘したように、金融恐慌は、創業から二代目、中には創業者の代で没落する富豪たちを続出させた。産業革命期の産業化、富裕化で成長を遂げた富裕層上層の実態は、決して安定的なものではなかったのである。高橋亀吉は、むしろ、なぜ経営能力のない事業が成長できていたのかという問題を投げかけ、次のように考察していた³²⁾。

「我が会社事業が、従来、或る程度までの利益を挙げ来りしものは、銀塊相場の下落（明治三十年以前は日本は銀本位国であつたから）のため物価騰貴したること、日清、日露戦争で、棚からボタ餅式に儲けたこと、欧州戦争で欧米の競争力一時中絶し、ために鬼の居ぬ間の洗濯が出来たこと、利権の払下げ、独占権の掌握、政府の保護関税主義、国産使用主義の庇護の下に息をついて来たこと、等々、何れも、重役そのもの、経営能力に基因せざる、他力本願の結果であつた。」

第二章 富裕層における会社重役

一 東京渡邊銀行と渡邊一族

『人事興信録』第八版では、第四版に比べ、採録者の職業欄の会社が倍増しているのが特徴である。1915年（大正4）・第四版では採録者が1万

32) 同前、234-235頁。

3917名で、会社員は8041名であった。13年後の1928年（昭和3）・第八版では、採録者が2万5216名で、会社員は1万2734名となっている³³⁾。

| 『人事興信録』 | 株式会社 | 合資会社 | 合名会社 | 相互会社 | 総計 |
|---|-----------------|------------|------------|----------|------------------|
| 第四版（延数） （社名） 採録者1万3917 会社員 8023 | 1万3744 4851 | 666 496 | 541 403 | 38 13 | 1万4899 5763 |
| 第八版（延数） （社名） 採録者2万5216 会社員1万2734 | 2万8400 10233 | 579 466 | 658 470 | 67 11 | 2万9704 1万1180 |

採録者数が1.8倍、会社数（延数）が2倍、会社員が1.5倍に増えている点は注目に値する。これは、日本の資本主義経済の発展による富裕層上層の社会的変化を反映したものといえる。そこで、本章では特に増加している株式会社（延数で2倍）を取り上げ、重役（社長、取締役、監査役）の地位にある採録者を対象に、富豪の放漫経営との関係を検討する。第一節では、金融恐慌当時、一族による不良経営の代表的事例と見られていた東京渡邊銀行と渡邊家を取り上げる。

渡邊家とは、江戸時代、日本橋四日市町で塩干魚問屋（明石屋・あかぢ屋）を代々営んできた旧家であった。明治になると東京府、神奈川県の京浜地域を代表する大富豪となった³⁴⁾。当主の渡邊治右衛門は、本研究の第三部で紹介した、1908年（明治41）の東京の大土地所有者であり、三菱、三井、峰島、阿部（正垣）に継ぐ第4位で6万3000坪を所有していた。また、1911年の時事新報社の調査では、全国五十万円以上の資産家に入っていた³⁵⁾。

渡邊一族が重役となって支配する会社を一覧するため、『人事興信録』1915年（大正4）第四版と1928年（昭和3）第八版とに採録されている人物とその職業を表示する。ただし、「東京渡邊銀行」は、この表には出てこない。同行名が出てくるのは『人事興信録』1921年（大正10）第六

33) 株式会社と役職者のデータの抽出については、第四章で詳述している。

34) 前掲、『大日本重役大観』（187頁）124頁。

35) 『『人事興信録』（人事興信所）の研究（2）』237頁。

論 説

版と1925年（大正14年）第七版である。そこでは、当主の渡邊治右衛門が東京渡邊銀行頭取として記載されていた。なお、次表中の「渡邊銀行」とあるのは、横浜の渡邊家（福三郎・利二郎親子）の機関銀行である渡邊銀行のことである。太字の下線部は、本章で言及する会社である。

| 採録者 | 1915年（大正4）第四版 職業 | 1928年（昭和3）第八版 職業 |
|--|--|---|
| <p>渡邊治右衛門（旧名・源次郎、現当主） 東京府平民 東京の富豪先代亡渡邊治右衛門の二男にして、渡邊福三郎の甥なり。明治四年十二月二十八日を以て生れ、<u>同四十二年家督を相續し、舊名源次郎を今の名に改む</u>。亡父治右衛門は各種の商業委員に擧げられ、同三十三年貴族院議員となり、日露事件の功に依り勳四等に叙せらる。君其後を襲きて、現に株式会社二十七銀行頭取、東京灣汽船株式会社取締役たり。</p> | <p>株式会社二十七銀行頭取、渡邊倉庫株式会社々長、渡邊保全合名会社代表社員、東京灣汽船株式会社、旭日生命保険株式会社各取締役、株式会社渡邊銀行監査役 所得税 131円</p> | <p>渡邊倉庫、旭日生命保険各（株）社長、東京灣汽船（株）取締役</p> |
| <p>渡邊福三郎 神奈川縣平民 安政二年一月十八日 東京府平民亡渡邊治右衛門の弟にして、現代渡邊治右衛門の叔父なり。 安政二年一月十八日を以て生れ、慶應元年十二月分家して一家を創立す。 石福商店と稱し海産物貿易商を營み、現時前記諸会社の重役として實業界に名あり。</p> | <p>株式会社渡邊銀行頭取、渡邊合名会社代表社員、横濱鐵道株式会社常務取締役、東京瓦斯株式会社、東洋モスリン株式会社、横濱電氣株式会社各取締役、成田鐵道株式会社、八千代生命保険株式会社各監査役、帝國冷蔵株式会社、旭日生命保険株式会社相談役、横濱商業會議所議員、石福商店、海産物商 所得税 569円</p> | <p>渡邊銀行（株）頭取、渡邊同族（株）社長、横濱正金銀行、横濱興信銀行、七十四銀行、東京灣埋立各（株）取締役、日本特殊鋼（株）監査役</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>渡邊利二郎 神奈川縣在籍 神奈川縣人渡邊福三郎の二男にして、明治二十年七月を以て生れ、同四十年分家して一家を創立す。大正三年東京帝國大學法科大學經濟學科を卒業し翌年渡米して社會經濟事情の視察を了へ、同五年歸朝す。</p> | <p>* 不採録</p> | <p>神奈川縣多額納稅者、横濱商工會議所議員、渡邊同族（株）副社長、渡邊銀行、ホテルニューグランド各（株）取締役、復興建築助成、東海鉛管、東京横濱電鐵各（株）監査役、横濱社會館長</p> |
| <p>渡邊勝三郎 東京府平民 渡邊治右衛門の弟 明治六年十月二十九日を以て生れ、同三十四年八月分家して一家を創立す。 （八版の記述欄）曩に東京乗合自動車、上毛モスリン、渡邊商事、眞砂商會、朝鮮産業貿易、邦樂座、東京瓦斯各株式會社の社長たりしが現時前掲銀行諸會社の重役として知らる。</p> | <p>株式會あかぢ貯蓄銀行、臺東製糖株式會社、三河鐵道株式會社、株式會社二十七銀行、東京電燈株式會社、駿豆電氣株式會社各取締役 所得税 194</p> | <p>渡邊保全、大正製氷、大船田園都市各（株）社長、旭日生命保險（株）副社長、石波電機、極東煉乳、臺灣拓殖製茶、日本製麻、日本曹達、帝國火藥工業、國際信託、立山電力、日本耐酸窯業、大正活映、大和毛織、朝鮮産業、三河鐵道各（株）取締役、渡邊同族、信越電力、滿蒙毛織、東京株式取引所、内外紡績、中華取引市場、東京土地住宅各（株）監査役</p> |
| <p>渡邊六藏 明治四年三月十九日を以て生れ、先代渡邊治右衛門の養子となり、明治三十三年三月分家して一家を創立す。同二十九年東京帝國大學工科大学を卒業。</p> | <p>東京灣汽船株式會社、磐城炭礦株式會社、株式會社二十七銀行、渡邊倉庫株式會社、旭日生命保險株式會社、三陸汽船株式會社、日本石膏株式會社、株式會社あかぢ貯蓄銀行各取締役、臺東製糖株式會社監査役</p> | <p>東京灣汽船、日本製氷各（株）社長、磐城炭礦（株）専務取締役、渡邊倉庫、旭日生命保險、渡邊商事、東京乗合自動車、渡邊保全、久米同族各（株）取締役</p> |
| <p>渡邊東一郎 東京府在籍 渡邊大治郎の三男にして明治二十一年十月を以て生れ、大正十四年家督を相續す。</p> | <p>株式會社あかぢ銀行、日本パイプ製造株式會社各監査役、海産物商</p> | <p>日本パイプ製造（株）監査役</p> |
| <p>渡邊岱三 東京府在籍 明治十六年九月を以て生れ、先代牧太郎の養子となり、大正十年家督を相續す。同四十年慶應義塾理財科を卒業し實業界に入る。</p> | <p>* 不採録</p> | <p>富士商會（株）取締役、日本製麻（株）監査役</p> |

| | | |
|---|---------------------|---|
| <p>渡邊利二郎 神奈川県人渡邊福三郎の二男にして、明治二十年七月を以て生れ、同四十年分家して一家を創立す。大正三年東京帝國大學法科大學經濟學科を卒業し翌年渡米して社會經濟事情の視察を了へ、同五年歸朝す。</p> | <p>* 不採録</p> | <p>神奈川県多額納税者、横濱商工會議所議員、渡邊同族(株)副社長、渡邊銀行、ホテルニューグランド各(株)取締役、復興建築助成、東海鉛管、東京横濱電鐵各(株)監査役、横濱社會館長</p> |
| <p>渡邊牧太郎 群馬縣平民大河原嘉平治の三男にして、萬延元年九月三日を以て生れ、明治十七年十一月東京府平民渡邊治右衛門の先々代治郎右衛門の養子となり、同二十年分れて一家を創立す。曩に株式會社二十七銀行取締役たりしか後ち相談役に擧げらる。</p> | <p>株式会社二十七銀行相談役</p> | |
| <p>渡邊大治郎 小牧六郎兵衛の三男にして弘化四年十二月を以て生れ、東京府人渡邊治郎右衛門の養子となり、明治十七年分れて一家を創立す。大正十四年家督を三男東一郎に譲り、更に分れて一家を成す。海産物商を營み多額納税者たり。</p> | <p>* 不採録</p> | <p>東京府多額納税者、海産物商</p> |

表を見ると、第一章で取り上げた村井家と同様に渡邊家でも、分家制度と養子制度を活用することで、事業拡大に対応でき、忠誠心を有する人材の確保を行っていたことがわかる。本研究の第三部でも、横山の調査に基づき、次のように紹介したのでここに再掲する。

「・渡邊家一治右衛門に実子の源次郎、四郎、六郎等がいたが、丁稚小僧の奉公人から抜擢した大次郎、牧太郎を養子とし、渡邊姓を名乗らせた。」

『人事興信録』とは別に、大正期には富裕層の人物情報を掲載する書籍が刊行されており、そのいくつかは渡邊家も掲載されている。そのうちのひとつ、1919年（大正6）に出版された『大日本実業家名鑑』³⁶⁾において、新たな情報が確認できたので紹介する。

| | |
|-------|---|
| 渡邊六郎 | 渡邊治右衛門・勝三郎の弟、明治20年生 妻 津源右衛門の妹リキ 現合資会社三丸組代表社員、渡邊商事株式会社、あかち貯蓄銀行各取締役。 |
| 渡邊大次郎 | 東京市 弘化4年生 小牧六郎兵衛の三男 亡渡邊治郎右衛門の養子となり、明治17年分家して一家を創立す。 日本橋魚市場組合頭取、日本橋区会議員、株式会社二十七銀行、帝国冷蔵株式会社各監査役、海産物商赤大屋 年齢僅かに十二歳にして某雜穀商の店丁となりたるが、後ち渡邊治郎右衛門方に雇はれ、拮据奮勉具さに辛酸を嘗め、主家の為に尽力せしかば、養子に懇望せられて渡邊の姓を冒す。養家は世々海産物商を営み、魚市場の名家たり。養子となりて後、益勤勉と忍耐とを以つて家業の発展に盡し、傍ら銀行及会社の業に参与し、現に前記銀行会社の重役なり。 |

二 放漫経営の実態

渡邊家が村井家と異なるのは、婚姻関係を通じて身分違いの新貴族にならうとはせず、商人に徹しているように見える点である。ではなぜ、東京渡邊銀行は破産したのであろうか。周知の如く、金融恐慌の引き金は、1927年3月14日の衆議院における、東京渡邊銀行が破綻したとの片岡直温蔵相の失言であった。決済資金の調達に間に合っていたのだが、蔵相の失言により、取り付けにあい休業に追い込まれた。ところが実際には、同行は未決済の震災手形を多く抱え、経営状態はきわめて不良で、昭和銀行との整理・合併も認められなかった。東京区裁判所に和議申請を行ったが却下され、破産宣告されている³⁷⁾。

小汀利枝は、渡邊一族の没落の原因は、当主・渡邊治右衛門と弟・勝三

36) 実業の世界社編纂局編『大日本実業家名鑑 上巻』、1919年、芳賀、他編『日本人物情報大系 33』、皓星社、2000年、に復刻、所収。

37) 『朝日経済年史 昭和4年版』75頁。

郎兄弟の経営者としての無能さにあると、次のように述べていた³⁸⁾。

「渡邊治右衛門兄弟が欧州大戦中から数へきれぬ程の泡沫会社に関係し、その数多くの会社へ行つて重役椅子にフン反り返り、盲判（ママー増田註）をバタ／＼捺すところの原動力を与えて居たもので、長兄の治右衛門はそれ程でもないが、弟の勝三郎の如きは景気のいゝ時には五十に余る会社の社長や専務、常務から監査役にまで挙げられて居て、文字通りの盲判を捺しに廻るのにさへ、秘書が注意深くスケヂュールをつくつて置いて呉れなくては、廻る順を間違へる位だつたと云ふからまことに全盛を極めたものであつた。

併し彼等兄弟をさう云ふ風に方々の会社の重役にして置いて呉れたのは、云ふ迄もなく彼等の能力でも何でもなく、唯単純に東京渡邊銀行を通じて集められた資金の力であつたのだから、一度此の血管が止まつて仕舞ふと渡邊一家はもう再び起つことが出来なくなつた。」

二世がいくつもの会社の重役を兼任する姿は、『人事興信録』では決して珍しくない³⁹⁾。富裕層上層は、会社経営の担い手を家制度、分家制度、養子制度を活用して確保していた。問題は、そうした制度によって重役となった人々が、資本主義社会における会社の重役として適切に役割を果たしていたのか、という点にあった。高橋亀吉は次のように批判的な意見を述べていた⁴⁰⁾。

「……如何に優秀な重役も、社務を真面目にとることは不可能だ。況んや、我が重役は實力に由らず、単に資本の力や縁故でなれるもの多きに於てをや、加之、かく重役兼任の盛行せる結果、重役の椅子の大部分は、業務に経験なきか、若しくは其の知識に乏しい少数資本家に独占せられ、優秀な職員はその途を閉ざされて、社務の能率はいよ／＼低下することになる。」

38) 前掲、小汀「財界没落後の人々」182-183頁。

39) 本号の第三章、表7-2（第四版）、7-3（第八版）採録者が役職を持っている株式会社の数、を参照。

40) 高橋『株式会社亡国論』229-230頁。

では、具体的にどのような問題が無能な重役によって引き起こされていたのであろうか。渡邊一族の会社経営をもう少しみていきたい。高橋は、様々な分析により渡邊一族による不正な会社経営の実態を指摘し、批判していた。例えば、東京渡邊銀行（渡邊治右衛門頭取）の財務状態を弥縫するために、渡邊家が創業した東京乗合自動車（渡邊勝三郎社長）を使って、手形を悪用していた、という問題を紹介する⁴¹⁾。

「其の方法は乗合自動車に必要なない手形を振出し、それを割引して渡邊銀行に流用したもので、此事は一昨年（大正14年－増田註）あたりからやり出し、銀行が閉店した際には其額が積り積つて四百二十万円に達したと云ふ事である。但し此内には割引してない手形もあり、渡邊銀行の債務に振替はるべき手形もあり、実際会社が渡邊家に代つて支払はなければならぬものは、三百二十万とも、二百数十万とも云はれて居る。」

本来、東京乗合自動車は優良会社であったにもかかわらず、「渡邊家の重役の瀆職行為」のため債務を背負い込まされ、経営危機に陥った。高橋は、「重役が自己の中心事業救済のため、その支配下の会社を食潰した最も典型的な一例」だとして糾弾した。渡邊一族がどのように会社を食潰したのか、さらに高橋の分析を紹介する⁴²⁾。

「当社（東京乗合自動車－増田註）の前社長渡邊六郎氏は自己の東京渡邊銀行を救済する為、当社名義を利用して手形を振出して居た。振出した手形の数はいすく余で、金額は四百二十万円に上つて居た。処が、其後肝心の渡邊銀行は再起の見込が立たずにたうとう破産して了つた。銀行の破産は同時に一族の破滅となり、此手形は遂に当社の支払責任に帰した。即ち、総額四百二十万円の内、渡邊一族が始末したものは僅か二十万円に過ぎなく、残る四百万円は当社が支払はねばならぬ事となつたのである。払込資本金五百九十三万円の半分以上に当たる巨額だから、当社としては大損害であつた事は云ふ迄もない。

41) 同前、227-228 頁。

42) 同前、293-294 頁。

然し、当社が若し過去に於て蓄積に努力し内容の充実した会社になつて居れば、これだけの損害も何とか出来たのである。処が、当社の過去はそれとは反対で償却を怠つて配当ばかりし、資産が穴だらけになって居た。之は、当社の渡邊社長時代に、東京市が当社を買収して、乗合自動車を統一する計画があつたに乘じ、渡邊社長はなるべく高価に売つける方法として、無理な配当を続けて来た為である。昭和三年上期末の貸借対照表に依れば当社の資産は、未払込株金を除き合計一千百十二万円であつた。処が、此半分以上は水膨れで資産の実価は六百万円精々しかなかつたのである。」

しかも資産の水増しは、株主への高率配当につながっていた。毎期利益の全てを使って配当を行ったため、車両の償却も修繕も行われず、ボロ自動車ばかりになっていたという。さらに東京乗合自動車には、外部負債として450万円あり、資産600万円から差し引くと150万円しか残らなかった。この状態に、渡邊前社長の手形弁済400万円が加わったため、同社は経営危機に陥つたのである⁴³⁾。

同じ様なことは、東洋モスリン株式会社（渡邊福三郎取締役）でも起こっていた。

「当社（東洋モスリン—増田註）は震災後、ズット遺繰決算を続けた。然かも同業会社中、最も高率な剰配当を行つたので、十五年上期決算に於て、原料製品の評価損八百八万八千余円を吐出し、遂に窮状を暴露するに至つたのである。そこで之が整理の方法として、資本金一千八百万円、内払込一千六百二十五万円であつたのを、その三割八分を切捨て損失金を補填し、整理を行つた。処が其整理は不徹底であつた。其上、整理後に於ても依然遺繰決算を続けて来たので、遂に昭和四年下期に至り再び整理するの余儀なき破目に立至つたのである。」⁴⁴⁾

東洋モスリンの1929年9月の大株主総会に提示された整理損失総額は、775万円に上った。高橋は、原料製品損として計上されていた426万円の

43) 同前、296-297頁。

44) 同前、301頁。

損失は、実際の値下損をはるかに上回る金額であることから、「重大な事情の潜在してゐる事を想像に難くない。」と指摘した⁴⁵⁾。

「重大な事情とは、帳簿に記載してある原料及製品高と実際の倉庫材荷とが符合しないのである。……当社のやうに帳簿上の数量と実際のそれを符合しないと云ふ如きは余り例がない。それ丈けに当社の手持品整理損は単に値下損に止まらず、何か不正行為が潜んでゐたのではないかと云はれてゐる。更に不思議なのは受取手形の損失である。」

この回収不能の手形が突如二百四十三万円損失計上されたことについて、高橋は前重役の背任行為を指摘していた。

「僅か二ヶ月後になつて回収不能のものとして切捨てねばならぬ受取手形が二百四十三万円にも殖えたのだから、これはタダ事でない。前重役は或る種の事情から莫大な社金を他へ流用し、それを不良な受取手形で埋めたのではないかと想像される。又仮出金の六十八万円と云ふのは、殆んど全部が前重役某に対する立替金である。前重役某は当社株式の防戦買ひをやり、それが失敗に終つた。この損失金は六十八万円に上り、それを仮払ひとして支出したのである。当社の前重役は社金を流用して株式の防戦買ひをやる位だから、株価釣上策として決算にも手加減を加へてゐるであらう。即ち過去数期間に亘つて計上した利益は事実儲かつた以上の利益を出したと思はれる。整理損中にはそれも含まつてゐる筈であるが、然しあるべき筈の手持品が空になつて居たり、無価値な受取手形の急増等から生じた損失は想像以上に大きいのである。」

高橋が東洋モスリンの不正経理において指摘したのは、「蛸配当」と会社の金を流用して株を買ひ、失敗すると損失を会社に負わせるという「防戦買ひ」であつた。いずれも高橋が問題視してきた日本の株式会社の通弊であつた。「蛸配当」というのは、商法第195条により禁止されていた、帳簿を粉飾するなどして、損失を隠し、利益を装ひ、関係者に利益配当を

45) 同前、302-303頁。

行うことであった。だが高橋は、「実際に於ては此の規定は全くの空文」だとして、次のように述べていた⁴⁶⁾。

「(商法第九十五条)「会社は損失を補填し、且前第一項に定めたる準備金(法廷準備金—高橋亀吉註)を控除したる後に非ざれば利益の配当を為すことを得ず。前項の規定に違反して配当を為したるときは会社の債権者は之を返還せしむることを得。」

「帳簿を誤魔化して、或はその資産の評価を高め、或は已に腐つた債権を優良な債権の如く装ひ、或は営業費を資本勘定にするなど、色々の方法で、有る損失を無しとし、無き利益を有るとして、利益配当を行ふ(即ち蝸配当を行ふ)ことは、今や、白昼公然と行はれるのだ。」

「蝸配当が公然と横行してゐることは、更に昭和二年の金融恐慌で破綻を暴露し日本銀行が救済の余地なしと見捨て、預金者に莫大の損害を掛けた多くの破綻銀行がその直前まで何れも、利益ありと詐称して、五分から一割の株主配当をとり、重役賞与を貪つてゐた事実を顧ればよい。」⁴⁷⁾

なぜ蝸配当が横行していたのかという問題について、高橋は、台湾銀行、朝鮮銀行の特殊銀行が巨額の不良債権を抱えながら、高配当を続けた挙げ句に、金融恐慌で政府に救済された事例を挙げた⁴⁸⁾。損失補填のためには資本整理(減資・減配)が必須であったにもかかわらず、反動恐慌、関東大震災を経ながら、徹底的に行われることはなかった。政府と日銀は株主への高配当を事実上黙認していたのである。したがって、政府がいかに金融界、産業界に対し減資・減配を勧告しようとも誰も従わないのは当然であった⁴⁹⁾。高橋は「親爺自ら芸者狂ひをしながら、その子の茶屋遊びを諫止するの愚と同一で、効果があらう筈はない。」と酷評していた⁵⁰⁾。

46) 同前、177頁。

47) 同前、183頁。

48) 同前、177-181頁。

49) 同前、150-172頁。

50) 同前、180-181頁。

三 重役兼任問題

前節で述べた不正会計処理の横行の原因には、監査役の結託という問題があった。高橋は株主代表である監査役を「案山子の存在」と呼び、「実質的には、それは単に重役賞与を分捕るために与へられた椅子に過ぎず、毫も、会計検査の役目を果してゐない。何等の責任が荷はされてゐないからだ。」と述べていた。ただしもちろん、公認計理士の検査を強制できない制度的不備も大きく影響していた。高橋は大倉喜八郎のエピソードを紹介している。台湾銀行の監査役だった大倉は、同行の帳簿の監査を行おうとしたところ、「時の頭取は予が助手を使用せんとするに藉口して極力其の監査を回避したり。」と、妨害にあっていた。高橋は、「今日の我が監査役の職にあるものにして帳簿検査に必要な簿記上の知識を持ち、複雑な帳簿を克明に検査する暇をもつてゐるものが、果して何人あるだらうか。云ふまでもなく、監査役は自己の信ずる専門家、助手等を使用して、自由に監査が出来るやうにしなくては駄目だ。」と述べていた⁵¹⁾。

ところで、高橋は放漫経営の事例から「蛸配当」について、次のような整理を行っていた⁵²⁾。

「・重役の立場からの蛸配当

自己の失策、失敗乃至は不正を糊塗せんがため。

自己の手腕を虚飾し、自己の位置を擁護せんがため。

重役賞与、その他の収入を多く貪らんがため。

・株主の立場からの蛸配当

目先の利益のみを図り、後は野となれ山となれ主義の株主の要求に追随せるもの。

株主の金融、株主の生活費の都合に引きずられるもの。」

ここでは、重役兼任によって得られる、合法的、直接的な利得としての重役賞与の獲得について掘り下げてみたい。石山賢吉社長の著書『現代重役論』によると、大会社の社長には15、6万円～20万円、専務取締役に

51) 同前、117-120頁。

52) 同前、185-186頁。

は7、8万円～10数万円、中小の会社でも中心人物には3、4万円～10万円くらいの重役賞与が支払われていたという⁵³⁾。また、日本工業倶楽部の調査(1928年、対象42社)では、大正8、13年の各決算期における利益中の重役賞与の率について、総平均は重役賞与が利益金の5%、株主配当金が61%～70%であった⁵⁴⁾。

小汀が渡邊兄弟の重役兼任を酷評したように、重役の俸給・賞与が不勞所得化していたことは、社会的に話題となり、問題にされていた。業界団体、経済雑誌等では産業別、会社別に利益中の重役賞与と株主配当率の調査が行われ、論評されていた。重役賞与を稼ぐために多数の会社の重役を兼務している者は非常に多く、既述したように、『人事興信録』データの分析によっても、そのことは証明されている⁵⁵⁾。

高橋の重役兼任調査で、顕著な事例としてあげられたのが、大橋新太郎と大川平三郎であった。『人事興信録』データにおいても、採録者の重役兼任数ランキングの最上位のグループに、大川平三郎・田中榮八郎兄弟および大橋新太郎の3名が確認できた⁵⁶⁾。大川平三郎・田中榮八郎の兄弟は渋沢栄一の親族であり、夥しい数の株式会社の重役を兼務していた。次表にまず、この3名の人物情報を示す。

| | |
|--|---|
| <p>大川平三郎 八版 妻てるは渋沢栄一の四女</p> | <p>舊川越藩士大川脩三の二男にして、同英太郎の弟、田中榮八郎の兄、子爵澁澤榮一の甥なり。文久元年十月を以て生れ先代榮助の養子となり、明治十八年家督を相續す。夙に米國に留學し現時前掲各銀行會社の重役にして實業界に重きを成す。又本邦製紙界の功勞者として名あり。昭和三年貴族院議員に任ぜらる。 所得税 697 円 (四版)</p> |
| <p>田中榮八郎 八版</p> | <p>君は舊川越藩士大川脩三の三男にして大川平三郎、同英太郎の弟なり。文久三年八月を以て生れ、先代いねの養子となり、明治二十五年家督を相續す。曩に外國商館員として勤務せしが同二十九年福原有信等と謀り關東酸曹會社を起し推されて専務取締役となり、澁澤子爵の知遇を受け後各種事業に關係して、現時大日本人造肥料服部製作所、鳳城炭礦、朝鮮採炭、日本フェルト、日本硫肥、各會社社長外、前掲諸會社の重役として知らる。</p> |

53) 同前、239頁。

54) 同前、240頁。

55) 第三章、表7-2、3 採録者が役職を持っている株式会社の数(第四版)、(第八版)

56) 同前、表7-3を参照。

| | |
|-------------|---|
| 大橋新太郎 八版 | 君は越後長岡の人大橋佐平の長男にして同幹二の兄同光吉の養兄同省吾の伯父山本留次の従兄なり。文久三年七月を以て生れ、明治三十四年家督を相續す。父佐平は立志傳中の人にして出版業に依りて博文館今日の基礎を成せり。君曾て同人社に學び同十四年父と共に北越新聞の前身たる越佐毎日新聞を發刊す。同二十年六月博文館を創立して日に隆盛を來し、今や出版界の霸王を以て稱せらる。同三十四年亡父の遺志を繼ぎ巨資を投じて大橋圖書館を設立し社會に貢獻するところ多し。是れ本邦に於ける私立圖書館の嚆矢なり。大橋育英會を起し多くの貸費生を養成しつゝ、常に有爲の人材を世に出さんと努む。同三十五年衆議院議員總選舉に際し最高點を以て東京市より當選す。大正十年英米訪問實業團を組織し、歐米各國を巡遊して歸朝し、同十五年十二月勅選により貴族院議員となり、又東京商業會議所特別議員に推さる。現時前掲諸會社の重役を兼ね實業界の重鎮たり。大正四年十一月特旨を以て従五位に叙せられ、又日露事件に功ありて勳四等旭日小綬章を賜ふ曾て東京市會議員日本橋區會議員たりしことあり。 |
|-------------|---|

次ぎの表は、この3名に関する高橋調査の重役兼任データ⁵⁷⁾と、『人事興信録』第八版のデータ（大橋新太郎、大川平三郎）とを照合したものである。会社と役職はほぼ一致していた。

大橋新太郎の重役兼務

| | 『人事興信録』第八版 大橋新太郎・職業 | 役職 | 大橋新太郎重役兼務一覧表 (高橋『株式会社亡国論』) |
|----|------------------------|-----|-------------------------------|
| 1 | 大橋本店株式会社 | 頭取 | ○ 取締役（代表） |
| 2 | 國定教科書共同販賣所株式会社 | 社長 | ○ |
| 3 | 朝鮮興業株式会社 | 社長 | ○ 取締役会長 |
| 4 | 電氣化學工業株式会社 | 社長 | ○ 取締役 |
| 5 | 京城電氣株式会社 | 社長 | ○ |
| 6 | 第一生命保險相互会社 | 取締役 | ○ |
| 7 | 東京電燈株式会社 | 取締役 | ○ |
| 8 | 王子製紙株式会社 | 取締役 | ○ |
| 9 | 帝國製麻株式会社 | 取締役 | ○ |
| 10 | 北越製紙株式会社 | 取締役 | ○ |
| 11 | 日本石油株式会社 | 取締役 | ○ |
| 12 | 日本鋼管株式会社 | 取締役 | ○ |
| 13 | 大日本電球株式会社 | 取締役 | ○ |

57) 高橋『株式会社亡国論』1930年（昭和5）11月刊に掲載、230-232頁。

論 説

| | | | |
|----|------------|------|--------------|
| 14 | 日本染料製造株式会社 | 取締役 | ○ |
| 15 | 東洋製鐵株式会社 | 取締役 | ○ |
| 16 | 滿洲興業株式会社 | 取締役 | ○ |
| 17 | 南滿鑛業株式会社 | 取締役 | ○ |
| 18 | 關東水力電氣株式会社 | 取締役 | ○ 取締役会長 |
| 19 | 白木屋呉服店株式会社 | 取締役 | ○ |
| 20 | 足利紡績株式会社 | 取締役 | ○ |
| 21 | 日本書籍株式会社 | 取締役 | なし |
| 22 | 南滿洲製糖株式会社 | 取締役 | なし |
| 23 | 奉天製麻株式会社 | 取締役 | ○ |
| 24 | 三井信託株式会社 | 取締役 | ○ |
| 25 | 三共株式会社 | 取締役 | ○ |
| 26 | 日本郵船株式会社 | 取締役 | ○ |
| 27 | 近海郵船株式会社 | 取締役 | ○ |
| 28 | 大日本麥酒株式会社 | 監査役 | ○ |
| 29 | 合同毛織株式会社 | 監査役 | ○ |
| 30 | 東京建物株式会社 | 監査役 | ○ |
| 31 | 東亞興業株式会社 | 監査役 | ○ |
| 32 | 東京火災保險株式会社 | 監査役 | ○ |
| 33 | 九州送電株式会社 | 監査役 | なし |
| 34 | 日本勸業銀行株式会 | 參與理事 | ○ |
| 35 | 南滿洲鐵道株式会社 | 幹事 | ○ |
| 36 | 理化學研究所 | 理事 | ○ 理化学興業 取締役 |
| 37 | | | 復興建築助成 取締役 |
| 38 | | | 北海水力電氣 取締役 |
| 39 | | | 北海郵船 取締役 |
| 40 | | | 南朝鮮鐵道 取締役 |
| 41 | | | 三井銀行 監査役 |
| 42 | | | 朝鮮無煙炭 取締役 |
| 43 | | | 東京大宮電氣鐵道 取締役 |

大川平三郎系一統の重役兼務

| 『人事興信録』第八版 大川平三郎の職業 | | 大川系一統の重役兼務表 (高橋『株式会亡国論』) | | | |
|------------------------|-------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|------------------|
| 会社 | 重役 | 大川 平三郎 | 田中栄八 郎(大川 平三郎の 弟)* | 藤田好三 郎 (妻は田 中栄八郎 の長女) | 長谷川 太郎吉 ** |
| 1 武州銀行株式会社 | 頭取 | ○ | | | |
| 2 武州貯蓄銀行株式会社 | 頭取 | ○ | | | |
| 3 日本鋼管株式会社 | 社長 | ○ | 取締役 | | |
| 4 樺太工業株式会社 | 社長 | ○ | 副社長 | 専務 | 専務 |
| 5 城東電気軌道株式会社 | 社長 | ○ | | | |
| 6 東海鋼業株式会社 | 社長 | ○ | 取締役 | 監査役 | 監査役 |
| 7 大島製鋼所株式会社 | 社長 | ○ | 取締役 | | 専務 |
| 8 富士製紙株式会社 | 社長 | ○ | 取締役 | | |
| 9 熊本電気軌道株式会社 | 社長 | ○ | 取締役 | | 専務 |
| 10 静岡電気鐵道株式会社 | 社長 | ○ | 取締役 | 取締役 | |
| 11 八代製紙株式会社 | 社長 | ○ | 取締役 | | 専務 |
| 12 上毛電力株式会社 | 社長 | ○ | 副長 | 専務 | |
| 13 朝鮮鐵道株式会社 | 社長 | ○ | | | |
| 14 鴨綠江製紙株式会社 | 副社長 | ○会長 | 監査役 | 監査役 | 常務取締役 |
| 15 東京灣埋立株式会社 | 専務取締役 | ○ 取締役 | | | |
| 16 東洋汽船株式会社 | 取締役 | ○ | 監査役 | | |
| 17 日本醋酸製造株式会社 | 取締役 | なし | | | |
| 18 浅野セメント株式会社 | 取締役 | ○ | 取締役 | | |
| 19 大瀧鑛山株式会社 | 取締役 | なし | | | |
| 20 仁壽生命保險株式会社 | 取締役 | ○ | 評議員 | | |
| 21 東京金網株式会社 | 取締役 | ○ | 取締役 | | |
| 22 大日本自轉車株式会社 | 取締役 | ○ | 取締役 | | |
| 23 日本コンクリート工業株式会社 | 取締役 | なし | | | |
| 24 日本加工製紙株式会社 | 取締役 | ○社長 | 取締役 | | 取締役 |
| 25 日支炭礦汽船株式会社 | 取締役 | なし | | | |
| 26 大阪ホテル株式会社 | 取締役 | なし | | | |

論 説

| | | | | | | |
|----|----------------------|-----|----------|-----|-----|-----|
| 27 | 日本フェルト株式会社 | 取締役 | ○ | 社長 | | |
| 28 | 帝國人造肥料株式会社 | 取締役 | ○ | 取締役 | | |
| 29 | 東京地下鐵道株式会社 | 取締役 | ○ | | | |
| 30 | 鳳城炭礦株式会社 | 取締役 | ○ | 社長 | 監査役 | 取締役 |
| 31 | 北海道電燈株式会社 | 取締役 | ○社長 | 取締役 | | 取締役 |
| 32 | 朝鮮採炭株式会社 | 取締役 | なし | | | |
| 33 | 西武鐵道株式会社 | 取締役 | ○ | | | |
| 34 | 登帆炭礦株式会社 | 取締役 | なし | | | |
| 35 | 北電興業株式会社 | 取締役 | ○ | 取締役 | | |
| 36 | 伏木板紙株式会社 | 取締役 | なし | | | |
| 37 | 鹿児島電氣株式会社 | 取締役 | なし | | | |
| 38 | 共同パルプ株式会社 | 取締役 | ○ | 社長 | 取締役 | 取締役 |
| 39 | 熊本電氣株式会社 | 取締役 | ○ | 取締役 | | |
| 40 | 樺太鐵道株式会社 | 取締役 | なし | | | |
| 41 | 沿海州木材株式会社 | 取締役 | なし | | | |
| 42 | 樺太製紙原料株式会社 | 取締役 | なし | | | |
| 43 | 日出紡織株式会社 | 取締役 | ○相談役 | 取締役 | 取締役 | |
| 44 | 朝鮮土地改良株式会 | 取締役 | なし | | | |
| 45 | 石川島飛行機製作所株式 会社 | 取締役 | ○ 相談役 | 監査役 | | |
| 46 | 鶴見臨港鐵道株式会社 | 取締役 | なし | | | |
| 47 | 上毛電氣鐵道株式会社 | 取締役 | ○社長 | 副社長 | | |
| 48 | 共同洋紙株式会社 | 取締役 | ○ | 取締役 | | 取締役 |
| 49 | 東京電力株式会社 | 取締役 | なし | | | |
| 50 | 日本ヒュームコンクリート株式 会社 | 取締役 | なし | | | |
| 51 | 鹿本鐵道株式会 | 取締役 | なし | | | |
| 52 | 金福鐵路公司株式会社 | 取締役 | ○ | | | |
| 53 | 橘樹水道株式会社 | 取締役 | なし | | | |
| 54 | 日本石綿スレート株式会社 | 取締役 | なし | | | |
| 55 | 富士川電力株式会社 | 取締役 | なし | | | |
| 56 | 朝鮮鐵道株式会社 | 監査役 | ○社長 | | | |
| 57 | 京濱運河株式会社 | 監査役 | なし | | | |
| 58 | 朝鮮電氣興業株式会社 | 監査役 | ○ | | | |
| 59 | 淺野スレート株式会社 | 相談役 | なし | | | |

| | | | | | | |
|----|-------------|------|--------------|-----|-----|-----|
| 60 | 服部製作所株式会社 | 相談役 | ○ | 社長 | 常務 | 取締役 |
| 61 | 粕川電力株式会社 | 相談役 | ○粕川水電 | | | |
| 62 | 武州瓦斯株式会社 | 相談役 | ○ | | | |
| 63 | 大阪石綿工業株式会社 | 相談役 | なし | | | |
| 64 | 龍東材木株式会社 | 相談役 | なし | | | |
| 65 | 大榮商會株式会社 | 相談役 | ○ | 相談役 | 社長 | |
| 66 | 京都殖産株式会社 | 相談役 | なし | | | |
| 67 | 大川田中事務所合資会社 | 取締役 | ○社長 | 副社長 | 常務 | 取締役 |
| 68 | 大川合名会社 | 代表社員 | なし | | | |
| 69 | | | 日本加工製紙 社長 | | | |
| 70 | | | 共同洋紙 取締役 | | | |
| 71 | | | 大同洋紙店 相談役 | 相談役 | 監査役 | 監査役 |
| 72 | | | 樺太汽船 社長 | 副社長 | 常務 | 取締役 |

* 田中栄八郎の其他重役名⁵⁸⁾

大日本人造肥料、合同グリセリン各社長、加藤事務所、日本硫黄、南部鉄道、南大洋鉄道、富士川電力、神島人造肥料、台湾肥料、大阪アルカリ土地、理化学興業、養老電気鉄道各取締役、常田電池、日本電力、日本セメント、函館水電、東京湾汽船各監査役

** 長谷川太郎吉

大川平三郎氏の共同事業者と共に資本金八拾二萬圓を以て九州製紙株式會社を興し、爾來專務取締役の任に當り、次で壹千萬圓に増資して社業の發展を計り、大正十五年四月樺太工業株式會社に合併、資本金七千萬圓に増資し、續いて同社專務取締役に擧げらる。(第八版)

よく知られているように、渋沢栄一は産業革命期に様々な会社の創立に携わり、多くの会社の重役を務めた。創業者の二代目世代もまた多数の会社の重役の椅子を占めたが、彼等は、重役賞与や株の高配当により富豪となっていたのである。上記の表で一目瞭然であるが、40社、60社、あるいはそれ以上の会社の重役を兼ねている者が、いかに能力があろうとも誠実に経営に参画し、経営責任を果たせるはずがないことは、既述した通りである。

58) 高橋『株式会社亡国論』232頁。

高橋は、特に富豪の子弟が株式会社の重役の椅子を占めることの致命的問題を次のように指摘していた⁵⁹⁾。

「更に第二の種類の無能重役が舞台上に登場した。単に富豪の子弟に生れたるの故で大株主となり、単に大株主たるの故で重役となつた種類の多くのものがそれである。彼等が重役たる訳は彼等にそれに相当する企業能力があるからではない。今日の法律が今日の如き私有財産の特権と其の世襲とを認め、之を鄭重に保護してゐるからに外ならない。それは丁度、幕末の社会が、大名や家老の特権とその世襲とを認め、之を厚く保護せる結果、如何に凡庸の子弟と雖も、その大名や家老の家に生れさへすれば、それだけで彼等が大名や家老となつて一国を支配する枢要な位置についたと全く同様だ。

だが、或は読者は反問されるであらう。「会社が儲からなくては重役の位置は保てない筈だ、昔の馬鹿殿様同様の重役が今時その位置を保つことは不可能ではないか。」と。いかにも、会社が儲からなくては会社は存続せぬ。だが、無能でも昔の大名や家老が、古格前例の踏襲尊重に由つてその職を続け得た（其の結果その国が遂に衰亡するに至つたが）如く、現代重役も企業能力無くともその位地を保つ道が幾つか拓かれてゐる。」

ここで言われている、経営能力がなくとも会社と重役の椅子を保つ方法とは、政府の整理救済であり、その損失負担を国民に押し付けることであつた。『人事興信録』第八版は、政府を政党が支配する政党政治の時代に出版されている。近代日本最初の男子普通選挙が実施されるなど、民主化のピークを迎えていた。この時代の政党と財閥、実業家との癒着については、高橋の「政党株式会社論」がとくに有名である⁶⁰⁾。政官財の癒着を『人事興信録』によりどのように可視化し、分析できるかについては、次号の課題としたい。

59) 同前、235-236 頁。

60) 高橋亀吉「政黨株式會社論」『中央公論』44 卷 7 号、1929 年 7 月。栗屋憲太郎『昭和の政党』岩波書店、2007 年。

第三章 『人事興信録』の定量分析（会社および家族）

一 会社

（1）株式会社と役職の処理

本研究の第五部において、家の経済基盤としての会社について述べ、第七部第二章では、株式会社の重役について検討した。本章では、株式会社の役職（肩書）や株式会社名といった面から、『人事興信録』という資料の特徴や性質を明らかにする⁶¹⁾。

第四版での株式会社の表記の仕方は、「〇〇株式會社」あるいは「株式會社〇〇」という形式であり、会社名の後に「取締役」、「監査役」といった役職名が付いている（例：「株式會社三井銀行社長」）。第八版では、この表記方法が変更されており、株式会社の場合「〇〇（株）」と略記されるようになる（例：「三井銀行（株）社長」）。

会社名と役職を分析するためには、会社名と役職を分離する必要があるが、会社名と役職名の分離は、容易ではない場合がある。例えば、「岸和田紡績株式會社工務支配人」と「株式會社博多魚市場支配人」という例が挙げられる。前者は、「岸和田紡績株式會社」「工務支配人」、後者は、「株式會社博多魚市場」「支配人」と分離するのが正解であろう。

前者のように、「株式會社」が後ろに付いている場合には、「株式會社」以降をすべて役職とみなすことで容易に分離できる。また、第八版は、「（株）」が必ず後ろに付いているため、同じく、会社名と役職を分離することは容易である。しかし、後者のように「株式會社」が前に付いている場合には、どこまでが会社名でどこからが役職かを、何らかの基準で判断しなければならない。

その方法として、あらかじめ処理すべき役職を登録しておく方法が考えられる。しかし、「工務支配人」という役職が存在することからもわかるように、役職名にはバリエーションが多いため、処理すべき役職をすべて登録しておくことは困難である。

このように「株式會社」が前についている場合には、会社名と役職を分

61) 第五部や本稿第二章ですでに示したように、合資会社や合名会社の数は、株式会社数に比べると、両者ともかなり少ない。そこで、株式会社が会社の主要な形態であると考え、本章では、株式会社のみを分析の対象とした。

離することが困難になるが、この場合でも、ほぼ正確に処理できるパターンが存在する。典型的には、銀行がこれにあたる。銀行の場合、「株式會社」が前に付いていることがほとんどであるが、最後は「銀行」で終わるため、「銀行」以降をすべて役職とみなすことができる。例えば、「株式會社第一銀行兵庫支店副支配人」の場合、この手法で、「株式會社第一銀行」と「兵庫支店副支配人」に分離することができる。筆者の調査によれば、銀行以外にも、「取引所」「造船所」などいくつかは、このパターンに当てはめることができる。しかし、このようなパターンをすべて発見し網羅することは難しい。

ところで、『人事興信録』中の記載では、一人の採録者が複数の株式会社の取締役や監査役を兼任している場合が多々見られる。その場合の表記は、会社名の羅列のあとに「各」がついた上で役職が記載されている（例：「株式會社京都商工銀行、株式會社商工貯金銀行、京都工商株式會社各取締役」）。第八版でも、第四版と同じく「各」を用いて表現されているが、「各」に係る部分が役職のみではなく、「(株)」にまで拡張されている（例：「五城銀行、鹽釜倉庫、宮城殖林各(株)取締役」）。

役職を分析するにあたっては、「各」に係るすべての会社と役職とを結びつける必要がある。この際に注意が必要なのは、「各」がどこまで係るかという点である。例えば、第四版の「衆議院議員（仙臺市選出）、辯護士、鹽水港製糖株式會社、仙臺瓦斯株式會社、株式會社七十七銀行、大崎水電株式會社各監査役」の場合、「監査役」は、「辯護士」から前には係らない。第八版でも、例えば、「大阪商工會議所議員、東洋紡績、昭和レーヨン各(株)社長」の場合、「(株)」と「社長」がどこまで係るかを、何らかの基準で判断する必要がある。

その方法の一つとして、「各」に係らないものをあらかじめ登録し、それよりも前のものには、役職を結び付けないようにしておく方法が考えられる⁶²⁾。「各」に係らないものとして、「辯護士」、「○○議員」、「多額納税者」

62) 別の方法として、第四版に限っては、「株式會社」と付いていないものが出てきた場合には、「各」に係らないようにするという処理が考えられる。本文中の例であれば、この方法でも処理が可能である。しかし、「株式會社三條信用銀行、同三條銀行、同三條貯金銀行各監査役」のように、「株式會社」が略されている場合があり、「株式會社」の文字の有無を基準としてもうまくいかない場合がある。本文中で示した方法と比較して、どちらの方法も一長一短である。これに対して、第八版では、本文中の例からわかるとおり、それぞれの会社名に「(株)」の文字

などがあることがわかっている。しかし、「各」が係らないものをすべて発見し網羅することは、やはり困難である。

以上の通り、会社名と役職は、正確に処理できない場合が、数は多くないものの、一定数存在する。また、第四版と第八版では、表記方法が異なっていることから、それぞれに正確に処理できない場合が異なっている。第四版と第八版の比較にあたっては、その点でも若干の誤差が生じることに留意が必要である。

（2）第四版と第八版の比較

まず、株式会社との関係で何らかの役職を有している採録者の人数であるが、第四版では 7438 人（全体の 53.4%）、第八版では 12235 人（全体の 48.5%）が株式会社に役職を有している。各版とも約半数の採録者が、株式会社に何らかの役職を有していることになる。

では、具体的にどのような役職を有しているのだろうか。役職の種類が非常に豊富であることについては先述したとおりであるが、具体的には、第四版では 578 種類、第八版では 750 種類もの役職が登場する。種類は多いが、そのうちの 4 分の 3 以上は各版で一回しか使われていない役職であり、その中でも多いのは、「〇〇支店長」「〇〇支店支配人」など支店名の違いによるものである。

多く登場する株式会社の役職として、取締役、監査役、社長、頭取などが挙げられる。表 7-1 は、『人事興信録』第四版と第八版で多く使われている役職を示したものである。集計の方法は、採録者基準であり、例えば、第四版の取締役 3836 名は、第四版の採録者 13917 名中 3836 名が、株式会社において「取締役」の役職を 1 社以上で有していることを示している。他方、一人の採録者が、ある会社で「取締役」を、別の会社で「監査役」をしている場合には、それぞれ別に計上している。また、表記ごとに完全に区別して集計しており、例えば、単に「取締役」と記載されている場合と、「専務取締役」と記載されている場合は別に数えているため、「取締役」の中に「専務取締役」は含んでいない。

をつけない表記となっているため、特定の文字の有無を基準とすることができず、本文中で示した処理方法によるしかない。そこで、処理方法をできるだけ統一することとし、第四版で「株式會社」の文字の有無を基準とする方法は取らなかった。

表 7-1 採録者の株式会社での役職

| 第四版 | | 第八版 | |
|---------|--------|---------|--------|
| 取締役 | 3836 名 | 取締役 | 7278 名 |
| 監査役 | 1941 名 | 監査役 | 3931 名 |
| 頭取 | 843 名 | 社長 | 2105 名 |
| 専務取締役 | 682 名 | 常務取締役 | 1094 名 |
| 社長 | 626 名 | 専務取締役 | 1059 名 |
| 常務取締役 | 462 名 | 頭取 | 704 名 |
| 支配人 | 358 名 | 代表取締役 | 574 名 |
| 取締役兼支配人 | 139 名 | 相談役 | 185 名 |
| 取締役頭取 | 114 名 | 取締役兼支配人 | 126 名 |
| 相談役 | 108 名 | 理事 | 97 名 |
| 理事 | 99 名 | 副社長 | 86 名 |
| 取締役社長 | 99 名 | 支配人 | 74 名 |

第四版と第八版を比較すると、上位に来る役職の種類は、かなり共通している。取締役と監査役が最も多い点で共通しており、この二つの役職は、採録者数の増加に合わせて、増加している傾向もある。

しかし、細かく見ると、相違点もある。例えば、社長を見ると、第四版では取締役社長を含めても 725 名であるが、第八版では 2105 名と約 3 倍に増加している。他方、第四版では「頭取」と「取締役頭取」合わせて 1000 名近くいるが、第八版では、採録者の総数が増加しているにもかかわらず、頭取の人数はやや減少している。なお、社長や頭取は、会社法上は、代表取締役だと考えられるが、第四版では、「代表取締役」という役職は使われていない⁶³⁾。

株式会社の役職名は多岐にわたっており、その使い分けは明らかでない。例えば、「社長」と「代表取締役」の他に、「取締役代表」「取締役社長」「専務取締役社長」が使われているが、これらの使い分けは不明である。そこで、使い分けの差異を区別せず、代表取締役・社長・頭取を含んでいる役職をすべて株式会社のトップであるとみなして集計すると、第四版では、

63) 「取締役 (代表)」という表記は使われているが、それも 2 名だけである。

13917名中1595名（11.5%）、第八版では、25216名中3305名（13.1%）であった。人事興信録には、株式会社のトップが1割ほど含まれているものと考えることができる。

表 7-2 採録者が役職を持っている株式会社の数（第四版）

| | | | | | |
|--------|----|--------|----|--------|---|
| 才賀藤吉 | 35 | 井上徳治郎 | 12 | 小野金六 | 9 |
| 安田善三郎 | 29 | 稻茂登三郎 | 12 | 大橋清吉 | 9 |
| 福澤桃介 | 25 | 今西林三郎 | 12 | 大田黒重五郎 | 9 |
| 大橋新太郎 | 24 | 伊丹彌太郎 | 11 | 太田清藏 | 9 |
| 松永安左衛門 | 24 | 星野錫 | 11 | 渡邊六藏 | 9 |
| 大倉喜八郎 | 23 | 渡邊藤吉 | 11 | 渡邊嘉一 | 9 |
| 根澤嘉一郎 | 21 | 鎌田勝太郎 | 11 | 渡邊福三郎 | 9 |
| 浅野總一郎 | 21 | 田中原太郎 | 11 | 賀田金三郎 | 9 |
| 伊藤由太郎 | 17 | 瀧川辨三 | 11 | 川井爲己 | 9 |
| 大島要三 | 17 | 内田直三 | 11 | 川崎幾三郎 | 9 |
| 荒井泰治 | 17 | 志方勢七 | 11 | 片岡直輝 | 9 |
| 瀧澤喜平治 | 16 | 白石元治郎 | 11 | 吉田高朗 | 9 |
| 磯野良吉 | 15 | 島徳藏 | 11 | 高倉藤平 | 9 |
| 大川平三郎 | 15 | 芹澤多根 | 11 | 武井守正 | 9 |
| 大谷嘉兵衛 | 15 | 伊藤幹一 | 10 | 瀧定助 | 9 |
| 岡部則光 | 14 | 土居通夫 | 10 | 中村藤吉 | 9 |
| 若尾幾造 | 14 | 小曾根喜一郎 | 10 | 中村圓一郎 | 9 |
| 矢口長右衛門 | 14 | 上野松次郎 | 10 | 中野貫一 | 9 |
| 山中隣之助 | 14 | 浮田桂造 | 10 | 山葉寅楠 | 9 |
| 藤本清兵衛 | 14 | 八十島親徳 | 10 | 山口達太郎 | 9 |
| 福島宜三 | 14 | 松居庄七 | 10 | 安田善次郎 | 9 |
| 木津太郎平 | 14 | 齋藤太兵衛 | 10 | 馬越恭平 | 9 |
| 上遠野富之助 | 13 | 木下七郎 | 10 | 寺田甚與茂 | 9 |
| 植竹三右衛門 | 13 | 三井助作 | 10 | 佐竹作太郎 | 9 |
| 松方幸次郎 | 13 | 井上静雄 | 9 | 廣谷源治 | 9 |
| 益田太郎 | 13 | 岩崎清七 | 9 | 平子徳右衛門 | 9 |
| 古賀三千人 | 13 | 石川甚作 | 9 | 伊藤義平 | 8 |
| 安部幸兵衛 | 13 | 馬場道久 | 9 | 岩下清周 | 8 |

論 說

| | |
|--------|---|
| 今井武兵衛 | 8 |
| 葉住利藏 | 8 |
| 原六郎 | 8 |
| 千葉胤義 | 8 |
| 大西正雄 | 8 |
| 川西清兵衛 | 8 |
| 桂二郎 | 8 |
| 横田清兵衛 | 8 |
| 横島直彌 | 8 |
| 吉田幸作 | 8 |
| 田中榮八郎 | 8 |
| 園田實徳 | 8 |
| 中村忠七 | 8 |
| 牟田口元學 | 8 |
| 久米良作 | 8 |
| 町田徳之助 | 8 |
| 松方五郎 | 8 |
| 藤井忠兵衛 | 8 |
| 藤田謙一 | 8 |
| 小西安兵衛 | 8 |
| 寺田元吉 | 8 |
| 阿部吾市 | 8 |
| 秋山忠直 | 8 |
| 雨宮亘 | 8 |
| 佐治春藏 | 8 |
| 澤野定七 | 8 |
| 柵瀬軍之佐 | 8 |
| 櫻井市作 | 8 |
| 笹野徳次郎 | 8 |
| 平井六右衛門 | 8 |
| 瀬川岩造 | 8 |
| 千賀千太郎 | 8 |
| 伊澤平左衛門 | 7 |

| | |
|--------|---|
| 飯田精一 | 7 |
| 岩谷松平 | 7 |
| 岩崎一 | 7 |
| 岩崎徳五郎 | 7 |
| 石川徳右衛門 | 7 |
| 濱本義顯 | 7 |
| 堀内半三郎 | 7 |
| 土井重吉 | 7 |
| 徳倉六兵衛 | 7 |
| 小野榮左衛門 | 7 |
| 尾高幸五郎 | 7 |
| 尾崎伊兵衛 | 7 |
| 大井卜新 | 7 |
| 大林芳五郎 | 7 |
| 大倉象馬 | 7 |
| 若槻直作 | 7 |
| 加藤昇一郎 | 7 |
| 川口木七郎 | 7 |
| 吉野周太郎 | 7 |
| 田中善助 | 7 |
| 高橋彌次平 | 7 |
| 高橋彦次郎 | 7 |
| 寶山美男吉 | 7 |
| 宅徳平 | 7 |
| 武智直道 | 7 |
| 坪田十郎 | 7 |
| 中橋徳五郎 | 7 |
| 中村清藏 | 7 |
| 中山誠一 | 7 |
| 中澤彦吉 | 7 |
| 長井利右衛門 | 7 |
| 村井貞之助 | 7 |
| 村井吉兵衛 | 7 |

| | |
|--------|---|
| 村上秀四郎 | 7 |
| 内野五郎三 | 7 |
| 梅原龜七 | 7 |
| 野田儀一郎 | 7 |
| 野村徳七 | 7 |
| 畔柳八十次郎 | 7 |
| 日下義雄 | 7 |
| 山本忠秀 | 7 |
| 安田善之助 | 7 |
| 安田善助 | 7 |
| 前川太兵衛 | 7 |
| 松尾寛三 | 7 |
| 藤井善助 | 7 |
| 近藤廉平 | 7 |
| 安部幸之助 | 7 |
| 安藤浩 | 7 |
| 有馬市太郎 | 7 |
| 青木仁平 | 7 |
| 淺野泰治郎 | 7 |
| 齋藤安雄 | 7 |
| 齋藤喜十郎 | 7 |
| 木村庫之助 | 7 |
| 菊池長四郎 | 7 |
| 三輪喜兵衛 | 7 |
| 白石半助 | 7 |
| 下郷寅太郎 | 7 |
| 平賀敏 | 7 |
| 末延道成 | 7 |
| 菅野傳右衛門 | 7 |
| 杉原榮三郎 | 7 |
| 鈴木摠兵衛 | 7 |

表 7-3 採録者が役職を持っている株式会社の数（第八版）

| | | | | | |
|--------|----|---------|----|--------|----|
| 大川平三郎 | 66 | 神野三郎 | 17 | 川崎友之介 | 14 |
| 田中榮八郎 | 48 | 河崎助太郎 | 17 | 川西清兵衛 | 14 |
| 浅野泰治郎 | 38 | 田中徳次郎 | 17 | 河原直孝 | 14 |
| 浅野總一郎 | 36 | 長谷川太郎吉 | 17 | 木村久太郎 | 14 |
| 熊澤一衛 | 35 | 福澤桃介 | 17 | 木村久壽彌太 | 14 |
| 大橋新太郎 | 34 | 渡邊嘉一 | 17 | 北川與平 | 14 |
| 加島安治郎 | 32 | 今井五介 | 16 | 古賀三千人 | 14 |
| 門野重九郎 | 28 | 大倉喜七郎 | 16 | 後藤幸三 | 14 |
| 浅野良三 | 27 | 太田光熙 | 16 | 高梨博司 | 14 |
| 藤田好三郎 | 27 | 神野金之助 | 16 | 高橋貞三郎 | 14 |
| 鈴木紋次郎 | 26 | 瀧川儀作 | 16 | 富田重助 | 14 |
| 白石元治郎 | 25 | 安田善五郎 | 16 | 中村圓一郎 | 14 |
| 井坂孝 | 24 | 湯川寛吉 | 16 | 藤井善助 | 14 |
| 金子喜代太 | 24 | 吉村鐵之助 | 16 | 堀内良平 | 14 |
| 松永安左衛門 | 24 | 伊澤平左衛門 | 15 | 山岡順太郎 | 14 |
| 渡邊勝三郎 | 24 | 伊藤傳右衛門 | 15 | 若尾幾太郎 | 14 |
| 赤司初太郎 | 21 | 石川一郎 | 15 | 青木菊雄 | 13 |
| 安田善次郎 | 21 | 小曾根喜一郎 | 15 | 後宮信太郎 | 13 |
| 馬越恭平 | 20 | 大島要三 | 15 | 植竹龍三郎 | 13 |
| 大葉久吉 | 19 | 川崎肇 | 15 | 小曾根貞松 | 13 |
| 高橋熊三 | 19 | 喜多又藏 | 15 | 小野哲郎 | 13 |
| 吉野周太郎 | 19 | 串田萬藏 | 15 | 大倉象馬 | 13 |
| 穴水要七 | 18 | 島徳藏 | 15 | 太田清藏 | 13 |
| 庵谷忱 | 18 | 清水榮次郎 | 15 | 上遠野富之助 | 13 |
| 岩崎清七 | 18 | 高木藤次 | 15 | 坂本素魯哉 | 13 |
| 中野信吾 | 18 | 瀧定助 | 15 | 鈴木茂兵衛 | 13 |
| 根津嘉一郎 | 18 | 藤山雷太 | 15 | 谷井文藏 | 13 |
| 星野錫 | 18 | 牧田環 | 15 | 中村藤吉 | 13 |
| 山口誠太郎 | 18 | 山本留次 | 15 | 中山説太郎 | 13 |
| 浅野八郎 | 17 | 相生由太郎 | 14 | 成瀬正行 | 13 |
| 小倉正恒 | 17 | 伊藤次郎左衛門 | 14 | 西谷金藏 | 13 |
| 各務鎌吉 | 17 | 磯貝浩 | 14 | 野口遵 | 13 |

| | |
|--------|----|
| 原安三郎 | 13 |
| 藤田謙一 | 13 |
| 安田善兵衛 | 13 |
| 山口恒太郎 | 13 |
| 山田久右衛門 | 13 |
| 渡邊六郎 | 13 |
| 麻生太吉 | 12 |
| 池尾芳藏 | 12 |
| 稻畑勝太郎 | 12 |
| 植村澄三郎 | 12 |

| | |
|--------|----|
| 大澤徳太郎 | 12 |
| 大塚民三郎 | 12 |
| 岡本康太郎 | 12 |
| 岡谷惣助 | 12 |
| 木村泰治 | 12 |
| 久米田新太郎 | 12 |
| 越山太刀三郎 | 12 |
| 寒川恒貞 | 12 |
| 鹽原又策 | 12 |
| 栖原啓藏 | 12 |

| | |
|-------|----|
| 千賀千太郎 | 12 |
| 土井高一郎 | 12 |
| 西脇濟三郎 | 12 |
| 野村徳七 | 12 |
| 廣瀬爲久 | 12 |
| 松方幸次郎 | 12 |
| 安田善助 | 12 |
| 山中勇 | 12 |
| 脇山啓次郎 | 12 |

次に、一人の採録者がどれくらいの数の株式会社で役職を持っているかを示す。表 7-2 と表 7-3 は、それぞれの上位者を示したものであり、第四版は、株式会社数 7 社以上、第八版は、株式会社数 12 社以上の者を挙げた。

本研究では、『人事興信録』中の参照関係を親族関係のネットワークと見て、その次数（参照数）の構成比を分析してきたが、そこで示された上位者の多くは、旧華族であった。これに対して、表 7-2 と表 7-3 に挙がっている人物は、次数の上位者とは全く異なる顔ぶれである。身分で見ると、ほぼ全員平民であり、華族は、表 7-2 中に 4 名、表 7-3 中に 1 名しかいない。

最上位者は、何十もの株式会社で役職を持っているが、この内訳はどのようなになっているだろうか。例えば、第四版の才賀藤吉の役職の内訳は、「取締役」18 社、「社長」9 社、「監査役」5 社、「取締役（代表）」3 社となっている。また、第八版の大川平三郎は、「取締役」40 社、「社長」11 社、「相談役」8 社、「監査役」3 社、「頭取」2 社、「副社長」1 社、「専務取締役」1 社となっている。表に示した上位者は、取締役や監査役を 10 社以上兼ねている場合が少なくない。

ここまで採録者を基準として集計をおこなってきたが、最後に、株式会社の側からの集計結果を示す。登場する株式会社数は、第四版が 4851 社、第八版が 10233 社となっている。表 7-4 は、株式会社ごとにその会社で役職を持っている採録者の人数を集計したもので、そのうち上位 20 社を示したものである。なお、第四版と第八版で「株式会社」の文字の扱いが異なるため、表中の会社名は、いずれも「株式会社」を省略して示している。

表 7-4 株式会社ごとの役職を持っている採録者の人数

| 第四版 | | 第八版 | |
|---------|------|--------|------|
| 三井物産 | 74 名 | 安田銀行 | 94 名 |
| 第一銀行 | 37 名 | 三井物産 | 69 名 |
| 臺灣銀行 | 33 名 | 横濱正金銀行 | 63 名 |
| 日本郵船 | 30 名 | 住友銀行 | 63 名 |
| 南滿洲鐵道 | 30 名 | 日本銀行 | 57 名 |
| 第三銀行 | 28 名 | 日本勸業銀行 | 54 名 |
| 三井銀行 | 28 名 | 第一銀行 | 48 名 |
| 共同火災保險 | 25 名 | 三井銀行 | 47 名 |
| 大阪商船 | 24 名 | 日本郵船 | 44 名 |
| 富士製紙 | 21 名 | 朝鮮銀行 | 44 名 |
| 住友銀行 | 21 名 | 三菱銀行 | 40 名 |
| 大日本麥酒 | 20 名 | 東邦電力 | 37 名 |
| 浪速銀行 | 20 名 | 三菱商事 | 33 名 |
| 十五銀行 | 20 名 | 三菱造船 | 33 名 |
| 帝國生命保險 | 19 名 | 王子製紙 | 31 名 |
| 安田銀行 | 19 名 | 下野中央銀行 | 30 名 |
| 日清生命保險 | 18 名 | 日本綿花 | 29 名 |
| 内國通運 | 17 名 | 大同電力 | 28 名 |
| 三十四銀行 | 17 名 | 東京電燈 | 26 名 |
| 大日本人造肥料 | 16 名 | 山口銀行 | 26 名 |

これらの株式会社では、どのような役職で『人事興信録』に登場するのであろうか。例えば、第四版の三井物産の役職の内訳は、会社の執行機関と見られるものとして、「社長」1名、「常務取締役」3名、「取締役」4名、「監査役」4名となっている。また、「営業部長」など部長が4名、「本店出納課長」など課長が2名、「本部参事」など参事と付くものが6名、「横濱支店長」など国内外の支店長が14名、「長崎出張所長」など国内外の出張所長が16名、「通信掛主任」など主任が13名登場する。さらに、「業務課次長」、「秘書」、「鐵嶺出張所長心得」なども登場する。このように、『人事興信録』中の多くの人物が関わる会社では、会社の最上位である執行機関だけではなく、支店長や部長といったものが含まれている。

二 家族

本研究の第一部と第三部で示されているように、人事興信所のビジネスの柱の一つが結婚情報であり、『人事興信録』は、営業ツールとしての機能を果たしていた。そのため、結婚情報として重要となる家族に関する情報は、『人事興信録』の重要な要素となっている。そこで、家族の記載の点からも、『人事興信録』の特徴や性質を詳細に分析しておきたい。

家族の記載は、既に述べたように、続柄・名前・生年月・その他の情報が別行で列記されている部分（以下、列記部分と呼ぶ）と、記述の後部との二箇所に分けて記載されている。記述の後部での家族に関する記載は、多くの場合、「家族は」という文言で始まる。ここに記載されている家族は、大きく2種類に分けられる。一つは、「家族は・・・あり」という形式で記載されているものである。もう一つは、「嫁す」「分家す」「養子となれり」などと記載されているものである。前者は、「家族」の構成員であると考えられるが、後者は、血縁関係はあっても「家族」の構成員ではないと考えられる⁶⁴⁾。本稿では、「家族」の構成員を分析対象とするため、列記部分の人物と、記述で「家族は・・・あり」という形式で記載されている部分（以下、単に記述部分と呼ぶ）を対象とする。

(1) 列記部分について

『人事興信録』第四版・第八版ともに、冒頭の「例言」には、「本書中別行を以て列記したるは主人、夫人、嗣子に限りたるも、二十歳以上の息子と十五歳以上の息女とは既に交際社会の人物なるが故に之を加へたり」として列記部分に挙げる人物の範囲が示されている。このように書かれてはいるが、実際の記載においてこれは守られているだろうか。この点、参照に関しての「※」の意味について、「※は姻族関係」と注記されているが、実際には、少なくとも法律上の姻族の意味ではなかった⁶⁵⁾。そのため、この例言についても、実際の内容に基づいて確認をしておく必要があるだろう。このような記載ルールの確認は、誤植の発見・修正や、テキスト処理にあたって有用である。例えば、例言が守られているのであれば、夫人で

64) 増田知子・佐野智也「近代日本の『人事興信録』（人事興信所）の研究(1)」『名古屋大学法政論集』第275号、2017年12月、30頁。

65) 同前、32頁。

ある「妻」は、列記部分に記載され記述部分には記載されない。そのため、記述部分に「妻」が出てきたとしたら、なんらかの誤植を疑うことになるし、記述部分に「妻」という続柄は登場しないことを前提にテキスト処理プログラムを作ることができる。

まず、列記部分に登場する続柄の種類から確認していくことにする。例言に従えば、列記部分に記載されるのは、「主人」、「夫人」、「嗣子」、「二十歳以上の息子」、「十五歳以上の息女」ということになる。これを『人事興信録』の列記部分で用いられている続柄に置き直すと、「夫人」は「妻」、「二十歳以上の息子」は「男」、「十五歳以上の息女」は「女」となる。「嗣子」は、「男」の他に「養子」や「孫」など、いくつかの可能性が考えられる。「主人」の意味するところは、わからない部分がある。通常であれば「夫」を指すであろうが、女性が採録者となる例は非常に少ないため、これを意図していることではないかもしれない。別の可能性として、戸主である「父」を意図していることも考えられる。このように例言は、やや不明・曖昧な部分があるが、登場するのは、かなり限られた範囲の続柄であることが想定される。

では、実際の内容はどのようなになっているであろうか。第四版では、続柄の種類が非常に多く、単純な表記で見ると、約 150 種類も登場する。続柄の範囲は広く、いずれも少数であるが、「大大々伯母」「姪孫」といったかなり親等の遠い者や「妻先夫の子」「妻の姪」「養大叔父養子ノ子」「父妾」など多様な続柄の人々が、家族として記載されている⁶⁶⁾。第四版で登場する続柄の種類は、例言で示されているものとは大きく異なっている。

これに対して、第八版の続柄は、50 種類以下に大きく減少し、第四版のような親等の遠い者の記載は、全く見られなくなる。しかし、例言から想定されない続柄も見られる。これについては後で述べる。

表 7-5 は、第四版で登場する続柄の上位 10 種類について、第四版と第八版のそれぞれの人数を示したものである。『人事興信録』で用いられている表記のまま示しており、「男」「女」は、それぞれ息子と娘を示す表記であり、「婦」は、息子の妻を示す表記である。

「弟」と「妹」は、第四版では頻出する続柄であるが、第八版では、誤記と思われる程度の人数しか登場しない。表 7-5 には示していないが、叔

66) 同前、29 頁。

表 7-5 列記部分で使われている続柄

| 続柄 | 第四版 | 第八版 |
|----|---------|---------|
| 妻 | 12447 人 | 22375 人 |
| 男 | 12403 人 | 24091 人 |
| 女 | 6977 人 | 14490 人 |
| 母 | 3466 人 | 4779 人 |
| 婦 | 2883 人 | 5689 人 |
| 弟 | 2353 人 | 1 人 |
| 養子 | 2242 人 | 3603 人 |
| 妹 | 1112 人 | 2 人 |
| 父 | 1032 人 | 1601 人 |
| 弟妻 | 932 人 | 0 人 |

父や叔母も、第四版では計 400 人以上登場していたのに対して、第八版では一人しか登場しない。もともと例言によれば、弟や妹、叔父や叔母は、列記の対象ではない。第八版で記載されなくなったことは、より例言に忠実になったとすることができる。

しかし、第八版も例言を完全に厳守しているわけではない。例えば、「孫」は、例言から想定される続柄から外れるものの一つである。第八版において、「孫」は、1701 人登場し、「父」よりも多く登場する主要な続柄の一つである。この孫が嗣子の扱いで掲載されているのであれば例言に反しないが、多くはそうではない。嗣子の扱いで掲載されているのであれば、孫は、一人だけが掲載されるはずだが、複数人が記載されている例は多い。また、女性の孫も多く掲載されている点でも、嗣子の孫だけが掲載されているわけではないようである。

では、実際に列記部分に挙げられるのはどのような続柄の人物だろうか。まず、第四版では、多種多様な続柄が登場することから、「家族」の構成員であれば、続柄自体には特に限定はないものと考えられる。列記部分と記述部分とを分ける基準として、男性は二十歳以上、女性は十五歳以上のものが列記部分に挙げられ、それ未満は記述部分に記載されている。息子と息女の年齢については後述するが、それ以外の弟や妹、甥や姪についても年齢によって区別されている。

これに対して、第八版では、続柄が限定され、直系の親族およびその配偶者が記載されるように変更されている。すなわち、第八版には、「祖父」「祖母」「父」「母」などの直系尊属と、「男」「女」「庶子」「孫」などの直系卑属、さらにそれらの配偶者である「婦」や「孫妻」などが登場する。また、「養子」「養父」「養母」「継母」などの、法定血族や義理の関係もここに含まれる。ただし、男性は二十歳以上、女性は十五歳以上のものが列記部分に挙げられるというルールも同時に適用されるため、直系の親族にあたる続柄でも、年齢に満たないものは、記述部分に記載される。

なお、第四版で列記部分に記載されていた弟や妹、叔父や叔母は、第八版では、すべて記述部分に記載されるようになっている。例えば、弟と妹は、第四版において、列記部分にそれぞれ 2353 人と 1112 人、記述部分にそれぞれ 477 人と 167 人であった。これが第八版では、記述部分にそれぞれ 4274 人と 2062 人になっていることから、記載が列記部分から記述部分に全員移動していると考えられる。

以上の通り、第四版と第八版では、列記部分に記載される続柄に明確な違いがあるため、第四版と第八版を比較する場合には、この点に留意する必要があるだろう。

表 7-6 出生年別に見た列記部分の息子と息女の人数

| 生年 | 息子 | 息女 | 明治 33 年 | 354 | 815 |
|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| 明治 20 年 | 366 | 111 | 明治 34 年 | 362 | 1 |
| 明治 21 年 | 442 | 127 | 明治 35 年 | 337 | 1 |
| 明治 22 年 | 447 | 137 | 明治 36 年 | 316 | 4 |
| 明治 23 年 | 485 | 179 | 明治 37 年 | 302 | 3 |
| 明治 24 年 | 544 | 159 | 明治 38 年 | 263 | 1 |
| 明治 25 年 | 510 | 263 | 明治 39 年 | 241 | 1 |
| 明治 26 年 | 635 | 350 | 明治 40 年 | 225 | 0 |
| 明治 27 年 | 655 | 449 | 明治 41 年 | 208 | 1 |
| 明治 28 年 | 610 | 562 | 明治 42 年 | 189 | 0 |
| 明治 29 年 | 356 | 653 | 明治 43 年 | 175 | 1 |
| 明治 30 年 | 346 | 747 | 明治 44 年 | 172 | 0 |
| 明治 31 年 | 346 | 781 | 明治 45 年 | 88 | 0 |
| 明治 32 年 | 385 | 831 | | | |

次に、例言の「二十歳以上の息子」と「十五歳以上の息女」について、年齢を確認する。表 7-6 は、第四版の列記部分で息子と息女を示す続柄の人物の生年を集計したものである。

まず、息女について確認したい。第四版は、大正 4 年（1915 年）発刊であるため、明治 33 年（1900 年）生まれまでが 15 歳以上となる。表 7-6 を見ると、明治 33 年と 34 年の間に明確な境界があることが確認できる。明治 34 年以降の掲載もわずかにあるが、誤植または誤記のレベルであり、「十五歳以上の息女」が記載される点は正しいと考えられる。

次に息子についてだが、こちらは息女と異なり確認が困難である。なぜなら、嗣子は、列記部分に記載されることになっているため、二十歳未満であっても、息子は嗣子として掲載されている可能性があるからである。そのため、明治 28 年（1895 年）生まれまでが 20 歳以上となるが、息女の場合と比べると明確ではないように見える。しかし、息女の場合、明治 20 年から明治 32 年に至るまでは、人数は増加していつているのに対して、息子は、明治 28 年と 29 年の間で人数が 6 割程度に急減少している。本来の実数は、息子の人数も息女と同じく増加していると考えられるため、明治 28 年と 29 年の間の急減少は、記載の境目を示しているものと考えられる。よって、「二十歳以上の息子」が記載される点も正しいと考えられる⁶⁷⁾。

(2) 記述部分について

記述部分の分析は、列記部分に比べて困難である。第一に、記述全体から家族の記載部分を特定しなければならない。「家族は」から始まるという典型的なパターンが存在し多くはそれに属するが、例外的なパターンもある（例:「前記の外」、「家は前記の外」、「尚長女敏子（大三、三生）あり」）。例外パターンのバリエーションは多く、これらを網羅することは難しい。

第二に、「家族」の構成員とそれ以外の血縁者を区別しなければならない。これも、典型的なパターンは存在するが、例外的なパターンをすべて網羅することは難しい。わずか一例であるが、第八版に「家族は尚六男俊次郎（明四四、一一生）あり二男常次郎四男半次郎は各分家し（中略）五男敬

67) なお、第八版も第四版と同様の状況である。

次郎は万仁合名會社の經營に任ず家族は右の外養女スミ（大八、二生、京都、田中乙次郎四女）あり」という例が存在する。これは、最初の「家族は・・・あり」で、一旦、家族の構成員の記載が終わるが、再度、「家族は右の外」以降で家族の構成員の記載がされている。家族の構成員の記載の後に、それ以外の血縁者の記載がされるという形式がほぼすべてであり、このような再度記載されるパターンまですべて想定しておくことは難しい。

その上で、第三に、家族一人一人を抽出する必要がある。典型的には、続柄、名前、括弧内に生年月等の情報というパターンになっているが、一人一人の間には、それ以外の句読点などの区切りはない（例：「孫敬三（明二九、八生、長男篤二長男）同信雄（同三一、六生、同二男）同智雄（同三四、三生、同三男）あり」）。典型的なパターンのおりであれば、一人一人を区切ることに問題はない。しかし、括弧が欠落しているなどの不備があるとうまく処理できなるが、このような不備がある場合は少なくない。

さらにその上で、第四に、続柄を抽出する必要がある。例示したように、続柄と名前の区切りを示すようなものはないため、続柄をあらかじめ網羅的に登録して区切る必要がある。しかし、続柄は、列記部分で見たように非常に多種多様であり、すべて網羅することは難しい。

以上の通り、あらかじめパターンや続柄を登録しておく必要があるのだが、誤植もあるため、これらをすべて網羅することは困難である。そのため、これまでの処理に比べると、取得しきれない場合が多い。もっとも、多くは典型パターンであるし、パターンはできる限り登録したため、誤差は1%以下であろう。

さて、記述部分に記載される人物は、「家族」の構成員であるという点で、列記部分と共通する。違いについては、先述した例言が存在する。例言が守られているのであれば、記述部分には、妻や嗣子は登場せず、また、20歳未満の息子と15歳未満の息女が記載されていることとなる。

まず、続柄を見ると、列記部分で登場していた「妻」「父」「母」は、ここには登場しない。これらの続柄は、必ず列記部分に記載されていることがわかる。また、第八版では、列記部分に登場する人物は、直系の親族に限定されていたが、記述部分では、兄弟姉妹や叔父・叔母、従兄弟や大叔母など、親等の遠い者も記載されている。

次に、登場する息子と息女の年齢であるが、生年の構成は表 7-7 のようになっている。記述部分では、長男、二女といった序列で示されているが、これらを息子と息女に置き直して集計した。息子は、明治 29 年以降が 20 歳未満であり、息女は明治 34 年以降が 15 歳未満である。表 7-7 を見ると、男女ともそれぞれの境目となる年の間に明確な数値の差を確認できる。誤植・誤記載はあるものの、基本的には、20 歳未満の息子と 15 歳未満の息女が記載されていると言うことができ、例言が守られていることを確認できる。なお、列記部分で多かった「婦」に相当するものが記述部分では登場しないが、これも記載される息子の年齢が 20 歳未満で未婚のためであろう。

表 7-7 出生年別に見た記述部分の息子と息女の人数

| 生年 | 息子 | 息女 | 明治 35 年 | 564 | 855 |
|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| 明治 24 年 | 1 | 1 | 明治 36 年 | 531 | 860 |
| 明治 25 年 | 4 | 0 | 明治 37 年 | 549 | 827 |
| 明治 26 年 | 5 | 1 | 明治 38 年 | 557 | 845 |
| 明治 27 年 | 3 | 1 | 明治 39 年 | 569 | 799 |
| 明治 28 年 | 9 | 3 | 明治 40 年 | 597 | 920 |
| 明治 29 年 | 334 | 6 | 明治 41 年 | 620 | 791 |
| 明治 30 年 | 388 | 9 | 明治 42 年 | 644 | 762 |
| 明治 31 年 | 400 | 4 | 明治 43 年 | 590 | 717 |
| 明治 32 年 | 430 | 4 | 明治 44 年 | 551 | 742 |
| 明治 33 年 | 513 | 13 | 明治 45 年 | 343 | 395 |
| 明治 34 年 | 526 | 821 | | | |

表 7-8 は、第四版の記述部分の息子と息女を、それぞれ序列付きで示したものである。男女とも下に行くほど人数が少なくなり、また、男性の人数の方が多い傾向がある。しかし、長男だけはこの傾向から完全に外れている。例言のとおり、長男は、嗣子として列記部分に記載されているためだと考えられる。

表 7-8 序列別に見た記述部分の息子と息女の人数

| | | | |
|--------|------|----------|------|
| 長男 | 56 | 長女 | 2548 |
| 二男（次男） | 2949 | 二女（次女） | 2665 |
| 三男 | 2710 | 三女 | 2202 |
| 四男 | 1807 | 四女 | 1466 |
| 五男 | 1099 | 五女 | 865 |
| 六男 | 565 | 六女 | 423 |
| 七男 | 252 | 七女 | 193 |
| 八男 | 113 | 八女 | 73 |
| 九男 | 33 | 九女 | 27 |
| 十男 | 15 | 十女 | 11 |
| 十一男 | 7 | 十一女 | 4 |
| 十二男 | 1 | 十二女（一二女） | 5 |
| | | 十三女 | 1 |

以上、例言の確認を中心に、数値を確認してきたが、最後に第四版と第八版の家族の人数の変化について、列記部分と記述部分を合わせて述べておく。採録者数が第四版 13917 名から第八版 25216 名に増加しているため、それぞれの続柄の実数も増加している。そこで、それぞれの採録者数で除して、割合として比較する。妻は、第四版 89.4%、第八版 88.7%で、ほぼ同程度の割合である。息子と息女はそれぞれ、第四版 89.1%・50.1%、第八版 95.5%・57.5%となっており、第八版で増加傾向がある。これと反対に「父」と「母」は、第四版 7.4%・24.9%、第八版 6.3%・22.6%となっており、第八版で減少傾向がある。第八版では孫の人数も増加しており、このことも合わせると、尊属が減少し卑属が増加している傾向がある。第八版では、採録者の平均年齢が少し上がっているため、このことが影響している可能性が考えられる。

(3) 男女比について

性別は、多くの場合、続柄から判断することができる。列記部分の「妻」・「男」・「女」・「母」・「婦」や、記述部分の「長男」・「二女」などはもちろん、「甥」・「叔母」や「再従兄」・「妹夫」・「妾」など、性別を判断することが

できる続柄は多い。

しかし、「孫」・「庶子」・「甥の子」など、性別を判断できない続柄も登場する。この場合でも、生年月以降に書かれている出生情報を用いることで性別を判断することができる。例えば孫の場合、生年月の後ろには、親の名前とその続柄がさらに記載されていることが一般的である（例「孫敬三（明二九、八生、長男篤二長男）」）。このような場合、括弧内の続柄を用いることで、性別の特定が可能である（上記の例では、末尾の「長男」から男性であることが判断できる）。

本研究では、以上の二段階によって、性別を特定した。これによって性別を特定できない例としては、孫の場合に、生年月のみで終わっていて、親の名前と続柄が書いていない場合が挙げられる。また、出生情報の続柄が孫になっている場合など、性別の特定できない続柄が使われている場合もある（例「養子テル子（明四二、三生、福岡、平、豊福德次郎孫）」⁶⁸⁾）。

以上の方法により集計した結果として、第四版を表 7-9、第八版を表 7-10 に示す。第五部で男女比を示した際に注記したように、性別が上記の手法で確定できないものが、1～2%程度存在する。その上で、性別が確定できた分について見ると、男女比は、第四版・第八版ともに 103 : 100 で、やや男性が多いがほぼ同数であるという点で共通している。

なお、先述のように、息子と息女のみを見ると、第四版・第八版ともに、息子の方が 8 割程度多かった。それにもかかわらず、全体の男女比は、ほぼ同数になっている。これには、次のような理由があると推測できる。息女が婚姻すると、家族の構成員から外れることが通常であるため、息子に比べて人数が少なくなっている。他方、息子が婚姻すると、その妻は、「婦」として家族の構成員として列記部分に掲載されるようになる。この結果、男女の出入りが全体として同じになり、男女比もほぼ同数になる。

68) この例の場合、名前から、女性であろうと推測することができる。そこで、最後に「子」がつけば女性と判定するという方法もありうるが、男性の場合でも「子」がつく例があるため、基準として曖昧であると考えられる。また、特定の名前だけを判定に加えると、集計に偏りが生じる可能性が高い。以上の理由から、名前は判定基準にしていない。

表 7-9 男女の構成比（第四版）

| | 男性 | 女性 | 未確定 | 計 |
|------|-------|-------|------|-------|
| 採録者 | 13904 | 13 | 0 | 13917 |
| 列記部分 | 18953 | 31318 | 1048 | 51319 |
| 記述部分 | 15637 | 15725 | 271 | 31633 |
| 計 | 48494 | 47053 | 1319 | 96869 |

表 7-10 男女の構成比（第八版）

| | 男性 | 女性 | 未確定 | 計 |
|------|-------|-------|------|--------|
| 採録者 | 25149 | 67 | 0 | 25216 |
| 列記部分 | 28545 | 51535 | 2114 | 82194 |
| 記述部分 | 30774 | 30227 | 1449 | 62450 |
| 計 | 84468 | 81829 | 3563 | 169860 |

第三章の分析を通じて、『人事興信録』という資料のもつ性質の一端を明らかにできたと考えられる。すなわち、家族が示す数値は、社会の実態に近いものを表している。また、会社の分析から、見方を変えることで、旧華族の血縁を中心とする親族ネットワークとは別の見方ができることがわかった。

今後は、社会エリートの変化、あるいは、社会の変化という観点から、各版を比較分析していくことが考えられる。しかしこのような変化という観点から分析するためには、二点間のみでは不十分であるため、『人事興信録』のデータベース化の拡充を進める必要がある。

<付記>

本論文については次の公的資金の一部を使わせていただいた。

- ・平成 28、29、30 年度科学研究費補助金基盤研究（A）（研究課題番号 16H01998）
- ・平成 27 年度科学研究費補助金挑戦的萌芽研究（研究課題番号 15K12160）
- ・特別経費「電子立法支援システムを基盤とした法令情報の国際発信・共有のための法学・情報科学の融合研究の推進」